

令和7年11月26日（水）～12月22日（月）

令和7年（2025年） 第4回

## 川崎市議会定例会会議録

（資料編）

令和7年第4回川崎市議会定例会  
議事日程第1号

令和7年11月26日(水)  
午前10時開会

第 1

会議録署名議員の指名

第 2

会期の決定

第 3

議席の指定について

第 4

市政への考え方

第 5

川崎市総合計画改定素案、川崎市行財政改革第4期プログラム素案及び今後の財政運営の基本的な考え方(改定素案)について

第 6

- |         |   |
|---------|---|
| 議案第177号 | 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 議案第178号 | 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 議案第179号 | 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 議案第180号 | 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について                          |
| 議案第181号 | 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について                                 |
| 議案第182号 | 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について                                  |
| 議案第183号 | 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第184号 | 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 議案第185号 | 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 議案第186号 | 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 議案第187号 | 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 議案第188号 | 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 議案第189号 | 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 議案第190号 | 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について                                 |
| 議案第191号 | 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 議案第192号 | 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 議案第193号 | 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 議案第194号 | 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 議案第195号 | 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 議案第196号 | 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 議案第197号 | 川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 議案第198号 | 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について                                |
| 議案第199号 | 当せん金付証票発売の限度額について   |
| 議案第200号 | 川崎市民プラザの指定管理者の指定期間の変更について                                 |
| 議案第201号 | 富士見公園再編整備事業の契約の変更について                                     |

- 議案第202号 市道路線の認定及び廃止について  
議案第203号 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の指定管理者の指定について  
議案第204号 川崎市高津スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第205号 川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第206号 川崎市多摩スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第207号 川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第208号 川崎市大師コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第209号 川崎市国際交流センターの指定管理者の指定について  
議案第210号 川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について  
議案第211号 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定について  
議案第212号 川崎市生活文化会館の指定管理者の指定について  
議案第213号 川崎市総合福祉センターの指定管理者の指定について  
議案第214号 川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定について  
議案第215号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について  
議案第216号 川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定について  
議案第217号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について  
議案第218号 港湾施設の指定管理者の指定について  
議案第219号 令和7年度川崎市一般会計補正予算  
議案第220号 令和7年度川崎市一般会計補正予算  
議案第221号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算  
議案第222号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算  
  
報告第 19号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

7川人委調第813号

令和7年11月19日

川崎市議会

議長 原 典 之 様

川崎市人事委員会

委員長 加 藤 浩 輝

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和7年11月19日付け7川議議第829号により依頼のありましたこと  
について、次のとおり意見を申し述べます。

議案第180号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する條  
例の制定について

この条例案のうち、一般職の職員に関する部分は、本委員会が行った「職員  
の給与に関する報告及び勧告」の趣旨に沿い、職員の給料月額並びに期末手当  
及び勤勉手当の額並びに教育職員の教職調整額の改定等を行おうとするもので  
あり、異議はありません。

令和7年第4回川崎市議会定例会議案付託表（その1）

令和7年11月26日

付 託 委 員 会	案 件
総務委員会 (2)	議案第180号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第219号 令和7年度川崎市一般会計補正予算
健康福祉委員会 (1)	議案第221号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算

令和7年第4回川崎市議会定例会  
議事日程第2号

令和7年11月28日(金)  
午前10時開議

第 1

- 議案第180号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第219号 令和7年度川崎市一般会計補正予算  
議案第221号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算

第 2

- 議員提出議案第3号 川崎市議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する  
条例の制定について

令和7年11月26日

川崎市議会議長

原 典 之 様

総務委員長

春 孝 明

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第180号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第219号 令和7年度川崎市一般会計補正予算  
(原案可決)

【令和7年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和7年11月28日 総務委員長 春 孝明

- 「議案第180号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 教職員における学級担任の手当引上げの対象範囲について

特別支援学校の担任は対象に含まれていない。

- \* 特別支援学校の担任が対象外となった理由について

国の制度設計においては、特別支援学校の担任は調整額による給与への上乗せがあることから対象外とされている。また、本市においては調整額ではなく、特殊勤務手当の支給が別途行われることから、対象外としている。

- \* 教職調整額における国庫負担の拡充に係る国への要望状況について

他の事業の国庫負担の拡充と併せて、適宜国に対して要望活動を行っている。

- \* 配偶者に係る扶養手当の廃止に伴う経過措置期間が国家公務員における経過措置期間と異なる理由について

扶養手当の受給者への影響を考慮し、国家公務員における経過措置期間より1年長く設定し、3年とした。

- \* 扶養手当の廃止に係る経過措置期間の延長に伴う本市の費用負担について

配偶者に係る扶養手当の額は年々減少していくことに伴い、制度が完成する令和10年度には約1,400万円減額となる。一方で、子どもに係る扶養手当の額は年々増加することから、約2,500万円の増額となるため、総じて約1,100万円費用負担が生じる見込みである。

《意見》

- \* 学級担任への加算について、他都市においては、特別支援学校や学級担任にかかわらず、全教員の給与を一律に引き上げる取組が行われていることを鑑み、引き続き他都市の動向を注視した上で、一律の引上げも検討してほしい。

- \* 給与引上げに伴う国庫負担割合が十分でないことが課題と認識しているが、職員の給与水準を引き上げることには賛同するため、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第219号 令和7年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市議会議長  
原 典之 様

健康福祉委員長  
後藤 真左美

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

議案第 221 号 令和 7 年度川崎市病院事業会計補正予算  
(原案可決)

【令和 7 年第 4 回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和 7 年 11 月 28 日 健康福祉委員長 後藤 真左美

○ 「議案第 221 号 令和 7 年度川崎市病院事業会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

\* 案件

日程第1 議案第180号 議案第219号 議案第221号

\* 本会議投票結果（総数59票）

・賛成（59票）

三浦	恵美	高也	子夫	司明	裕り	之雄	勝史	之美	二子	健尋	久治	利正	文博	直明	夫嘉
飯田	満介	汰吉	敏吉	孝雅	ゆかり	雅功	直裕	真建	香理	千勝	裕伸	昌忠	成康	文嘉	
三嶋	宅隆	貴凌	吉孝	雅章	雅功	直裕	真建	香理	千勝	裕伸	昌忠	成康	文嘉		
井田	土倉	清俊	舞彦	明也	彦子	温子	木本	崎田	口川	庭添	隈田	笠村	田の原	田野島崎	
枝柳	川沢	俊英	輔孝	琢章	花子	枝里	木本	崎田	口川	庭添	隈田	笠村	田の原	田野島崎	
菅加月	谷藤	藤本	彦明	彦也	彦子	枝里	木本	崎田	口川	庭添	隈田	笠村	田の原	田野島崎	
吉齋小那	戸堀	堀戸	克祥	友純	友純	友克	木本	崎田	口川	庭添	隈田	笠村	田の原	田野島崎	
高仁高	平橋高	橋谷	智和	和礼	和礼	智和	木本	崎田	口川	庭添	隈田	笠村	田の原	田野島崎	
長嶋工	川田	藤田	大浩	正雅	正雅	大浩	木本	崎田	口川	庭添	隈田	笠村	田の原	田野島崎	
浦上各	藤山	藤田	正雅	賢次	賢次	正雅	木本	崎田	口川	庭添	隈田	笠村	田の原	田野島崎	
末市後	務間	藤永	次	孝次	孝次	次	木本	崎田	口川	庭添	隈田	笠村	田の原	田野島崎	
		古藤		真左美			木本	崎田	口川	庭添	隈田	笠村	田の原	田野島崎	

\* 議決結果

原案可決

議員提出議案第3号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年11月26日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 野 田 雅 之

〃 加 藤 孝 明

〃 本 間 賢次郎

〃 矢 沢 孝 雄

〃 木 庭 理香子

〃 押 本 吉 司

〃 林 敏 夫

〃 鈴 木 朋 子

〃 田 村 伸一郎

〃 河 野 ゆかり

〃 川 島 雅 裕

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例  
の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職等の職員の給与の改定措置等を考慮し、議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を制定するものである。

\* 案件

日程第2 議員提出議案第3号

\* 本会議投票結果（総数59票）

・賛成（45票）

飯田三嶋井田枝柳菅加月吉高長谷川嶋工浦平上各本矢末鈴  
田宅土倉川沢谷藤本沢橋田藤田山原務間沢永木  
満介隆凌清俊英孝琢章美智和礼大浩正雅賢次郎雄直子

夫司明裕かり之雄勝史子健尋久治郎利正文博直明夫  
敏吉孝雅ゆ雅功直理千勝裕伸昌忠成康文嘉  
本島野田木本崎庭添隈田笠村田の原田野島崎  
林押春川河野青橋山木堀岩織雨田浜か松石浅大嶋

・反対（14票）

三齋小那須野高仁市  
浦藤堀戸平古  
惠祥純友克次郎  
美温子花子枝郎

藤辺田富田口川  
後渡岩重宗井石  
真左美学高也之美二  
英達裕真建

\* 議決結果

原案可決

令和7年第4回川崎市議会定例会  
議事日程第3号

令和7年12月8日(月)  
午前10時開議

第 1

市政への考え方

第 2

川崎市総合計画改定素案、川崎市行財政改革第4期プログラム素案及び今後の財政運営の基本的な考え方(改定素案)について

第 3

- 議案第177号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第178号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第179号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第181号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第182号 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第183号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第184号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第185号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第186号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第187号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第188号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第189号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第190号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第191号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第192号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第193号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第194号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第195号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第196号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第197号 川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第198号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第199号 当せん金付証票発売の限度額について  
議案第200号 川崎市民プラザの指定管理者の指定期間の変更について  
議案第201号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について  
議案第202号 市道路線の認定及び廃止について  
議案第203号 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の指定管理者の指定について  
議案第204号 川崎市高津スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第205号 川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第206号 川崎市多摩スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第207号 川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第208号 川崎市大師コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第209号 川崎市国際交流センターの指定管理者の指定について  
議案第210号 川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について  
議案第211号 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定について  
議案第212号 川崎市生活文化会館の指定管理者の指定について  
議案第213号 川崎市総合福祉センターの指定管理者の指定について

議案第214号 川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定について  
議案第215号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について  
議案第216号 川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定について  
議案第217号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について  
議案第218号 港湾施設の指定管理者の指定について  
議案第220号 令和7年度川崎市一般会計補正予算  
議案第222号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算  
報告第 19号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

令和7年第4回川崎市議会定例会  
議事日程第4号

令和7年12月9日(火)  
午前10時開議

第 1

市政への考え方

第 2

川崎市総合計画改定素案、川崎市行財政改革第4期プログラム素案及び今後の財政運営の基本的な考え方(改定素案)について

第 3

- 議案第177号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第178号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第179号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第181号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第182号 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第183号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第184号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第185号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第186号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第187号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第188号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第189号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第190号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第191号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第192号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第193号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第194号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第195号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第196号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第197号 川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第198号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第199号 当せん金付証票発売の限度額について  
議案第200号 川崎市民プラザの指定管理者の指定期間の変更について  
議案第201号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について  
議案第202号 市道路線の認定及び廃止について  
議案第203号 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の指定管理者の指定について  
議案第204号 川崎市高津スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第205号 川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第206号 川崎市多摩スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第207号 川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第208号 川崎市大師コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第209号 川崎市国際交流センターの指定管理者の指定について  
議案第210号 川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について  
議案第211号 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定について  
議案第212号 川崎市生活文化会館の指定管理者の指定について  
議案第213号 川崎市総合福祉センターの指定管理者の指定について

議案第214号 川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定について  
議案第215号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について  
議案第216号 川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定について  
議案第217号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について  
議案第218号 港湾施設の指定管理者の指定について  
議案第220号 令和7年度川崎市一般会計補正予算  
議案第222号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算  
報告第 19号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

#### 第 4

##### 請願・陳情

令和7年第4回川崎市議会定例会議案付託表（その2）

令和7年12月9日

付 託 委 員 会	案 件
総務委員会 (8)	<p>議案第178号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第179号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第184号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第185号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第199号 当せん金付証票発売の限度額について</p> <p>議案第211号 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定について</p> <p>議案第212号 川崎市生活文化会館の指定管理者の指定について</p> <p>議案第220号 令和7年度川崎市一般会計補正予算</p>
文教委員会 (23)	<p>議案第177号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第182号 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第183号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第189号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第190号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第191号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第192号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第193号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第194号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第195号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第196号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第200号 川崎市民プラザの指定管理者の指定期間の変更について</p> <p>議案第203号 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の指定管理者の指定について</p> <p>議案第204号 川崎市高津スポーツセンターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第205号 川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第206号 川崎市多摩スポーツセンターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第207号 川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第208号 川崎市大師コミュニティセンターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第209号 川崎市国際交流センターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第210号 川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第215号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について</p> <p>議案第216号 川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定について</p> <p>議案第217号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について</p>

健康福祉委員会 (6)	議案第186号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第187号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第188号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第213号 川崎市総合福祉センターの指定管理者の指定について 議案第214号 川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定について 議案第222号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算
まちづくり委員会 (5)	議案第181号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 議案第197号 川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 議案第198号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第201号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について 議案第202号 市道路線の認定及び廃止について
環境委員会 (1)	議案第218号 港湾施設の指定管理者の指定について

# 令和7年第4回川崎市議会定例会

- 21 -

## 請願陳情文書表

(その1)

## 請　願　文　書　表

受理番号	受理年月日	件　　名	請願提出者	紹介議員	要　　旨	付託委員会
34	7. 11. 27	多摩川への安全なアクセス向上を求める請願	中原区 玉川地区町内会連絡 協議会会長 ほか 412 名	松原成文 押本吉司 川島雅裕 宗田裕之 重富達也 飯田満 吉沢章子 月本琢也 三浦恵美	玉川地区には、市街地側と多摩川堤防側に階段や手すりが整備されている場所（中原区中丸子 687-17 付近）があるものの、信号機が未整備のため、多摩川への安全なアクセスが困難です。信号機の早期整備を求めます。	文教委員会

## 陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 目	付託委員会
126	7. 10. 16	川崎市教育委員会の修学旅行事務の適正化を求める陳情	横浜市青葉区在住者	<p>市教育委員会が行う修学旅行事務において、業者選定・契約・校長会への委託・出張処理等に重大な不適正が認められます。議会として実態調査を行い、教育行政の信頼回復に向けた対応を求めます。</p> <p>1 修学旅行事務の実態調査及び議会での検証。            2 教育委員会に対する改善指導及び再発防止策の策定。            3 文教委員会における審査と報告の実施。</p>	文教委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
127	7. 10. 27	(仮称)「川崎市高津区二子1丁目計画新築工事」に関する陳情	高津区在住者 ほか 127名	<p>私たちは、高津区二子1丁目26番地に建設予定の（仮称）「川崎市高津区二子1丁目計画新築工事」に隣接する近隣住民です。これまで建築主側（建築主・設計者・施工者）と本計画について協議を重ねてまいりましたが、いまだに住民の懸念に対する十分な対応がなされておらず、解決には至っておりません。このような対応に対し、私たちは強い懸念を抱いております。</p> <p>そこで、市条例「中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」に基づき、以下のように陳情いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 建物の階数と圧迫感の軽減</li><li>2 外観・窓の設計における配慮</li><li>3 落下物防止対策の徹底</li><li>4 災害時の避難スペースの確保</li><li>5 工事中の振動・騒音対策</li><li>6 近隣家屋への影響に対する責任</li><li>7 住民との合意形成の徹底</li></ol>	まちづくり委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
128	7. 10. 28	夜勤規制及びケア労働者の大幅増員により安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情	横浜市中区 神奈川県医療労働組合連合会執行委員長	<p>国民生活に欠かすことのできない、医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために、次の事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。</p> <p>1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。</p> <p>2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。</p> <p>3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。</p> <p>4 患者・利用者の負担軽減を図ること。</p>	健康福祉委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
129	7. 10. 28	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情	横浜市中区 神奈川県医療労働組合連合会執行委員長	<p>差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、次の事項につき地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。</p> <p>1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、2026年度（令和8年度）の診療報酬改定と、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、全ての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引上げ改定を実施すること。また当面の支援策として、2025年度（令和7年度）中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。</p>	健康福祉委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
130	7. 10. 28	介護保険制度の抜本改善及び介護従事者の大幅な処遇改善を求める陳情	横浜市中区 神奈川県医療労働組合連合会執行委員長	<p>次の事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を提出していただけよう陳情いたします。</p> <p>1 介護保険の利用に困難をもたらす利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の保険給付外し（総合事業への移行）などの見直しを行わないこと。</p> <p>2 訪問介護の基本報酬の引下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。</p> <p>3 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。</p> <p>4 必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充による介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。</p>	健康福祉 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
134	7. 11. 20	「議案第104号 柿生学園の指定管理者の指定について」に関し、入所者の安穏な生活が確保された形で事業者の引継ぎが行われるよう求める陳情	麻生区 柿生学園入所者家族会有志代表 ほか 141名	1 ハートフル記念会への指定管理移行に関して、引継ぎ過程の実態調査及び現場ヒアリングを行ってください。 2 家族会と法人との協議において、第三者的立場からの調整・監視の仕組みを設けてください。 3 入所者の安全・生活の安定を最優先とする観点から、議会としての定期的なフォローアップ体制を確立してください。 4 今回の「正式回答書」に見られるような高圧的・統制的対応が再び起きぬよう、市として法人に対する適切な助言・指導をお願いいたします。	健康福祉委員会
135	7. 11. 21	中原区中丸子（丸子その2排水区）における降雨による内水氾濫解消を目的とした早期の公共下水道整備の実施及び安全安心な市民生活を求める陳情	中原区 グランシティ武蔵小杉Ⅱ 管理組合理事長 ほか 146名	1 令和8年度（2026年度）以降からの市公共上下水道整備中期計画として、当地区（中原区中丸子35番8号）西側前面道路周辺及び東側周辺一帯を含む管路整備を盛り込む当排水地区（丸子その2排水地区）における雨水幹線、バイパス管、雨水貯留管、暗渠、新たなポンプ場の新設、設備等の有効な手段を用いた内水氾濫防止策の策定 2 令和8年度（2026年度）以降からの上記計画の早期実行	環境委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
136	7. 11. 25	国に私学助成の拡充を 求める意見書の提出を 求める陳情	横浜市中区 神奈川私学助成をすすめ る会会长	国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣） に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差を更に 改善し、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学 助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。	文教委員会
137	7. 11. 25	神奈川県に私学助成の 拡充を求める意見書の 提出を求める陳情	横浜市中区 神奈川私学助成をすすめ る会会长	神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「令和8 年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出し てください。	文教委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
138	7. 11. 27	庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護するための措置を求める陳情	横浜市旭区 ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会代表	<p>1 ハラスメント防止及び庁舎管理規則の観点から、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を、改めて行政と議会で明確に確認し、徹底してください。</p> <p>2 心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として、現行の契約を一旦全て中止し、継続を希望する職員には改めて自発的意思に基づいて申し込む手続を検討してください。</p> <p>3 職員が自発的に購読することは自由です。ただし、庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう努めてください。</p>	総務委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
139	7. 11. 27	職員団体の組合費給与 天引き(チェックオフ) 手続の適正運用及び行 政の政治的中立性確保 を求める陳情	横浜市旭区 ハラスマントから職員を 守る神奈川県民の会代表	<p>1 行政と職員団体の間で、チェックオフ（組合費の給与天引き）に関する明確な合意文書（労使協定又は覚書等）が締結されているか確認してください。未締結の場合は速やかに締結し、その内容・法的根拠・運用手順を公表、ないし情報公開制度により取得可能な状態としてください。合意に当たっては、行政の政治的中立性に十分配慮し、チェックオフを利用する職員団体が、庁舎内において特定政党（議員・候補者を含む）への支援や政治活動への呼びかけを行わない旨を明確に約束してください。</p> <p>2 組合員一人一人が署名した「チェックオフ同意書」を行政が保管しているか確認してください。未整備の場合は改めて個別同意を取得するとともに、チェックオフの利用・不利用、組合の加入・非加入及び活動参加・不参加の自由が不利益となる取扱いなく保障されるよう、加入手続及び停止手続の方法を明示してください。</p> <p>3 地方公務員法第36条の趣旨に基づき、庁舎・設備・資金を政治活動に利用しないよう、職員に対して政治的中立性を保持する義務の内容を、職員研修や通知等を通じて明確に周知徹底してください。</p>	総務委員会

令和7年第4回川崎市議会定例会  
議事日程第5号

令和7年12月16日(火)  
午前10時開議

第 1

市政への考え方

第 2

川崎市総合計画改定素案、川崎市行財政改革第4期プログラム素案及び今後の財政運営の基本的な考え方(改定素案)について

第 3

- 議案第177号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第178号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第179号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第181号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第182号 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第183号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第184号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第185号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第186号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第187号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第188号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第189号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第190号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第191号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第192号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第193号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第194号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第195号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第196号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第197号 川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第198号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第199号 当せん金付証票発売の限度額について  
議案第200号 川崎市民プラザの指定管理者の指定期間の変更について  
議案第201号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について  
議案第202号 市道路線の認定及び廃止について  
議案第203号 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の指定管理者の指定について  
議案第204号 川崎市高津スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第205号 川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第206号 川崎市多摩スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第207号 川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定について  
議案第208号 川崎市大師コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第209号 川崎市国際交流センターの指定管理者の指定について  
議案第210号 川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について  
議案第211号 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定について  
議案第212号 川崎市生活文化会館の指定管理者の指定について  
議案第213号 川崎市総合福祉センターの指定管理者の指定について

議案第214号 川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定について  
議案第215号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について  
議案第216号 川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定について  
議案第217号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について  
議案第218号 港湾施設の指定管理者の指定について  
議案第220号 令和7年度川崎市一般会計補正予算  
議案第222号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算

第 4

報告第 19号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

第 5

請願第 31号 社会福祉法人らぼおるの樹の運営に關し、川崎市健康福祉局の監査及び指導体制の社会福祉法の運用の觀点からの検証と抜本的な見直しに関する請願  
請願第 32号 上下水道料金の値上げを防ぐため、川崎市上下水道事業経営審議委員会に市民意見を届けることを求める請願

第 6

議案第223号 令和7年度川崎市一般会計補正予算

第 7

意見書案第20号 スパイ防止法制定に反対する意見書  
意見書案第21号 プライマリーバランス黒字化目標の撤回を求める意見書

令和7年12月10日

川崎市議会議長

原 典 之 様

総務委員長

春 孝 明

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第178号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第179号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第184号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第185号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第199号 当せん金付証票発売の限度額について  
(原案可決)

議案第211号 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定について  
(原案可決)

議案第212号 川崎市生活文化会館の指定管理者の指定について  
(原案可決)

議案第220号 令和7年度川崎市一般会計補正予算  
(原案可決)

【令和7年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和7年12月16日 総務委員長 春 孝明

- 「議案第178号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\*本条例改正は、本年7月の省令改正に伴い、省令と重複した規定を削除するものであり、マイナンバーによる個人情報の連携を拡充するものではないが、マイナンバーカードを用いた個人情報の連携等に反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第179号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第184号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- \*本条例改正における飲食料品等事業者等の努力義務の内容について

売手である卸売業者が買手である仲卸業者に対し、取引条件に関する協議の申出を行うに当たり、費用等を考慮する事由を提示した上で取引条件の協議の申出がされた場合には誠実に協議に応じる旨が定められている。本条例改正において、この規定を公表することになっている。

- \*卸売市場による適正な取引価格の担保について

市場における取引価格については、需給のバランス、品質管理及び仕入れ状況等を考慮した上で卸売業者と仲卸業者等による協議等によって決定するものである。本条例改正によって卸売市場の価格形成に影響を与えることはないと認識している。

- \*市場取引に関する費用の指標を国が公表する予定について

国の説明によると、食品事業者及び流通事業者等の生産者で構成されるコスト指標作成団体が費用の指標を策定し、公表する予定である。当該指標については、食品の生産から流通までに掛かる人件費及び運搬費等の費用を積算した全国一律の指標が策定される予定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第185号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定につ

いて」

○「議案第 211 号 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定について」

《一括審査の理由》

いずれも南部市場の指定管理者の指定に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

\* 納付金の想定額及び算定根拠について

納付金額について、定額分は年間 500 万円を予定しており、収支の上振れ等が生じた場合には都度協議の上、納付金額を上乗せすることを想定している。今期指定管理期間における収支差額の平均が約 750 万円であることに鑑み、指定管理者が経営上支障なく負担できる水準の額として定額の納付金額を算定した。

\* 納付金の固定額を変更する余地について

条例において納付金額を具体的に定めるものではないが、指定管理者の募集要項において定額の納付金額が 500 万円であることを記載していることから、固定額を前提として納付金制度を運用する予定である。また、年度ごとの収支状況を確認した上で、利益還元策の一つとして納付金額の上乗せを次期指定管理者と協議する予定である。

\* 納付金収入を踏まえた南部市場整備費の検討状況について

納付金収入を基に施設整備を行うという考えではなく、納付金制度の導入は財政支出の縮減に向けた手法の一つであると認識している。南部市場の施設整備の方向性は慎重に検討すべきと府内における検討会議で意見が出ていることを踏まえ、精緻な収支計画など適正な整備の在り方について精査する予定である。

\* 他都市の類似施設において納付金制度を導入している事例について

大阪府の中央卸売市場において、納付金制度を導入しており、年間約 6 億円を納付する仕様となっているが、大阪府の市場では、指定管理者制度導入後も府職員が複数常駐し、人件費等を計上しているなど本市と事情が異なるため金額に差異が生じている。

\* 民間活用事業者選定評価委員会における各審査項目の配点割合を前回の選定時と変更した理由について

南部市場において、今回納付金制度を導入するため、市への利益還元が重要であることを踏まえ、局内で検討した結果、「事業の収益性向上と、施設利用者及び市への還元」の項目において、前回よりも配点割合を引き上げた。

\* 選定評価委員会における実績評価点が前回の選定時から低下した理由について

実績評価点については、指定管理期間における各年度の評価結果に応じて加点されるものである。前期は B 評価があった一方で、今期に当たる令和 3 年度以降、全ての年度評価において C 評価であったことから、前期よりも実績評価点が低下した。

\* 選定評価委員会における人材不足に関する議論の内容について

卸売市場の業界において人材不足が問題であると指定管理予定者は認識しているが、派遣法の制約により指定管理者が直接人材を募集することは困難であるため、間接的な支援としてボランティアの募集・育成を通じて人材不足解消に向けた取組を行う方向である等の議論がなされた。

#### \* 南部市場の在り方に関する検討状況について

川崎市卸売市場新経営プランの策定に当たり、南北市場の在り方について議論を重ねている最中である。市場は寡占化せず様々な事業者が参入可能な状況が望ましいと認識している一方で、南部市場は特定の飲食量販店の取扱量が大多数を占めている状況を踏まえて当該量販店にヒアリングしたところ、他事業者の参入を想定した上で市場取引を行っているとの意見があった。以上を踏まえ、今後南部市場において適正な市場の運営等を保持できる余地はあると認識している。

#### \* 南部市場の在り方の検討に関する重要性の認識について

現在、南部市場の在り方を検討している最中であり、精度が高く合理性が認められる最適な事業手法を精査することが非常に重要であることを認識している。

#### \* 指定管理者制度により南部市場を運営する妥当性について

指定管理者制度は様々な施設運営手法における選択肢の一つとして位置付けており、今後も継続して指定管理者制度を運用することは確約しておらず、新経営プランの策定に伴い南部市場の在り方と併せて施設の運営方法についても精査する予定である。

#### \* マスターリース方式の事業継続の確実性に関する検討経過について

マスターリース方式は民間事業者が公共施設を建設した上で所有及び維持管理し、自治体が民間事業者に対し賃借料の支払いを行いながら施設を運営する手法であり、市の施設整備に関する費用負担を縮減した上で、維持管理費用を平準化した施設運営を行うことが可能だと認識している。他都市では富山市の市場で既に導入されていることや、千葉市、尼崎市及び沖縄県内の市場において基本構想にマスターリース方式が採用されていることを踏まえ、事業手法の一つとして検討している。

#### \* 長期間に及ぶ事業においてマスターリース方式を採用している事例について

新経営プランにおいて、南部市場の全事業期間は約6年を想定しており、60年以上の事業期間においてマスターリース方式を採用している他都市等の事例は把握していない。

#### \* 新経営プランにおいて余剰地の活用事業が新たに盛り込まれた理由及び事業実施の妥当性について

南部市場の利用者や地域住民等から、地域のにぎわい創出及び災害対応に資する施設としての役割を望む意見が出ていることを踏まえ、収支改善に向けた事業手法の一つとして新たに提示しており、余剰地の活用に関する条件等の詳細な内容について今後精査した上で、事業の実施の妥当性及び実現可能性等を検討する予定である。

#### \* 余剰地の活用事業の検討を開始した時期について

特定の飲食量販店による取扱量が増加したことや、施設の老朽化の状況等を踏まえた上で、約3年前から南部市場の在り方を含めて余剰地の活用事業の検討を開始した。

#### \* 新経営プランで掲げる食品流通拠点の内容について

川崎駅に近接した好立地である条件下においても近隣の小売店等における南部市場の利用率が低水準であることを踏まえ、川崎区・幸区を中心としたエリア内の小売店・飲食店等に対して生鮮品等を従前よりも多く取引可能となる将来像を示したものである。

#### \* 一般会計からの繰入金縮減に向けた取組及び取組の公表時期について

南北市場へ一般会計から毎年約2.7億円の繰入れが行われている状況を踏まえ、繰入金の縮減を含め収支改善や市場の在り方等について検討を重ね、最適な事業手法を精査し、来年の夏頃を目途に一定の方向性を示す予定である。

#### \* 施設老朽化を踏まえた予防措置に関する計画の策定について

施設の老朽化予防に関する長期的な計画の策定ではなく、毎月指定管理者と協議する中で、施設設備における修繕が必要な箇所を確認し、予防的修繕も併せて行う現行の手法を継続する予定である。

#### \* 発災時の当該施設における市と指定管理者との連絡体制等について

指定管理者から発災に関する第一報を中央卸売市場北部市場管理課が受けて被害状況を把握し、必要に応じて庶務課及び関係局等への情報共有を管理課が担う予定である。また、市は主に市場と関係部署との連絡調整を行い、指定管理者は施設設備における被害の対応、従業員の安全確保等の施設内における対応を想定している。

#### \* 現指定管理者の災害対応に関する取組状況について

現指定管理者は防災訓練を年2回実施しており、また、緊急時の連絡網を整備している。

#### \* 指定管理施設のSNSにおける誤発信の防止に向けた取組状況について

他の指定管理施設において、指定管理者が施設の公式SNSアカウントにおいて私的な投稿を誤って発信した事案を受け、SNSアカウントを操作可能な施設職員を限定した。また、使用可能な施設職員はSNSアカウントの取扱いに関する市の研修を受講した。

#### 《意見》

- \* 施設の老朽化を踏まえ、安心・安全な市場運営を行えるよう、適正な施設の保全に取り組んでほしい。
- \* 南部市場の在り方について、精緻な分析をした上で最適な事業手法を検討してほしい。
- \* 総事業費に対して納付予定金額が非常に低水準であることから、収支状況に応じた金額の引上げ等、納付金制度の柔軟な運用が必要であると認識しているが、本市に対し新たな収入が得られる条例改正であることから、議案第185号について賛成である。

『議案第185号の審査結果』

全会一致原案可決

『議案第211号の審査結果』

全会一致原案可決

○「議案第199号 当せん金付証票発売の限度額について」

『審査結果』

全会一致原案可決

○「議案第212号 川崎市生活文化会館の指定管理者の指定について」

『主な質疑・答弁等』

\*川崎市生活文化会館の設置目的について

技能に関する市民の理解向上、技能職者の交流促進及び技能水準の向上の3点を図ることが、施設の設置目的として条例に規定されている。

\*次期指定管理予定者による提案事業の内容について

かわさき匠チャレンジプロジェクトとして、学校等と連携して技能職者による出前講座などを実施することで若年層が技能職者の存在等を知る機会の創出につなげる新たな取組の提案がなされた。

\*専門的な技能醸成に必要な施設設備の整備状況について

調理実習室、陶芸用の釜が設置されている陶芸実習室等、各分野の技能者が使用可能な設備を整備している。

\*当該施設と男女共同参画センターとの複合化に関する検討状況について

両施設ともに資産保有の最適化に向けた整備に関する複合化等検討施設候補として挙げられており、現時点で複合化を行うことは決定していないが、今後、複合化等を含めた資産保有の最適化に向けた事業手法を検討する予定である。

\*当該施設と男女共同参画センターを複合化する場合の設備について

両施設を生活文化会館に複合化すると仮定した場合、現在と同規模の施設・設備等を収容することは困難であると認識している。

\*施設を複合化した場合における従前の施設機能の維持について

生活文化会館の施設機能は今後も必要であると認識しているため、複合化等を含めた資産保有の最適化に関する様々な事業手法を検討した上で、施設の機能維持に取り組みたい。

\*施設の今後の方向性に関する指定管理予定者への説明状況について

今年度上半期に総務企画局公共施設総合調整室が施設利用団体及び現指定管理者にヒアリングを行った中で、労働雇用部も同席の上、施設の複合化等を含めた資産保有の最適化に関する今後の方向性について説明した。

\*当該施設における修繕工事の実施状況について

直近5年間において主な修繕工事を合計24件実施しており、修繕費の総額は約1.6億円である。

\*当該施設の躯体の耐用年数について

昨年度、躯体の劣化状況を調査し、調査時点から起算して100年以上躯体の機能の保持が可能である。

\* **長期修繕計画の策定予定について**

次期指定管理者と適宜協議し、修繕が必要な箇所は情報共有するとともに、来年度から10年間にわたる長期修繕計画を策定する予定である。

《意見》

\* 当該施設が技能職者の活動拠点であることを市民に周知する取組を実施してほしい。

\* 施設の老朽化に伴い、複合化や改築等の様々な手法を庁内で検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第220号 令和7年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

\* 津田山保育園の解体工事が遅延した理由、今後のスケジュールへの影響及び来年度の予算措置について

当該工事の入札において予定価格を超過したことや最低制限価格を下回ったこと等により、入札不調が三度生じたことから、保育園の解体工事が遅延した。

当初の令和9年度半ばの開園予定が、令和10年度となる見込みであるが、令和9年度中に一部利用可能な設備の利用について調整中である。

また、来年度以降、物価高騰を考慮した上で適正な予算措置に向けて精査する予定である。

\* 労働会館施設改修整備費における補正の妥当性について

労働会館の改修工事において工事費等が度々増額していることは認識しており、従前から関係局同士で密に連携・情報共有を行うべきだったと認識している。

庁内における各事業の予算査定時は、事業の必要性、費用対効果の有無、金額・事業手法の適正性、過去の事例との比較、他都市における類似事例との比較等の観点を重視した上で精査している。労働会館の改修については、スケルトン方式という新たな整備手法に関する精査が十分ではなかったと考えられるため、今回の労働会館の改修工事を教訓として、今後の予算査定等に生かしたい。

\* 労働会館改修工事の遅延に伴う特別職職員の報酬減額に関する意見について

当該事案を踏まえ、特別職職員の報酬を減額すべきとの意見があったことは認識していない。

\* 財政調整基金を積み立てる原資とした個人市民税の增收額について

前年度と比較して市民の所得が増加したことに伴い、当初の見込みと比較して個人市民税は約59億円增收となっている。

\* 個人市民税の增收分を物価高騰対策に関する事業に充当しなかった理由について

物価高騰対策については、国が行うべきであると認識しており、国から支給

予定の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の金額等の詳細が判明し次第、本市において速やかに物価高騰対策に関する取組を行う予定である。

\* **学校給食物資購入費の積算方法について**

市内の物価上昇率や、昨今の物価高騰を踏まえ、年度末までの物価高騰による上昇率等を考慮した上で積算した。

\* **来年度以降の学校給食費に関する予算措置について**

現在、来年度予算の編成中であり、全国一律の学校給食費の無償化に向けた国の動向が刻一刻と変化していることから、現時点において具体的な予算措置内容について明言することは困難である。

\* **その他寄附金の内訳について**

ふるさと納税が主な内訳となっている。増収の主な要因は、仲介サイトのふるさと納税に関するポイント付与が本年10月以降は行われないことによる駆け込み需要や、本市の返礼品による寄附金額の推移が好調であることを踏まえ、当初予算の寄附金額を上回る見込みであることから、補正予算を計上するものである。

\* **本市に対する第三者からの寄附金について**

過去に子育てや障害者施策等への活用を目的とした多額の寄附を受けた実績はあるが、今回の補正は第三者による寄附金を受けたことによって計上したものではない。

《意見》

\* 高津区は他の区と比較して保育・子育て総合支援センターの整備が遅延していることを踏まえ、利用者への影響を低減し、早期開園に向けて関係局等と調整してほしい。

\* 労働会館改修に関する工事費の増額を踏まえ、特に大規模事業については根拠に基づく政策立案を軸として合理的な予算査定を行ってほしい。

\* 国による物価高騰対策に関する交付金に限らず、市独自の物価高騰対策を行うべきであるが、その他の各事業を踏まえ、補正予算全体としては必要な措置と認識していることから、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

令和7年12月11日

川崎市議会議長

原 典 之 様

文教委員長

加藤 孝明

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第177号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第182号 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第183号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第189号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第190号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第191号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第192号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第193号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第194号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第195号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第196号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第200号 川崎市民プラザの指定管理者の指定期間の変更について (原案可決)

議案第203号 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の指定管理者の指定について (原案可決)

議案第204号 川崎市高津スポーツセンターの指定管理者の指定について (原案可決)

議案第205号 川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者の指定について (原案可決)

議案第206号 川崎市多摩スポーツセンターの指定管理者の指定について (原案可決)

議案第207号 川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定について (原案可決)

議案第208号 川崎市大師コミュニティセンターの指定管理者の指定について (原案可決)

議案第209号 川崎市国際交流センターの指定管理者の指定について (原案可決)

議案第210号 川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について (原案可決)

議案第215号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について

(原案可決)

議案第216号 川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定について

(原案可決)

議案第217号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について

(原案可決)

## 【令和7年第4回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和7年12月16日 文教委員長 加藤 孝明

### ○「議案第177号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」 《主な質疑・答弁等》

#### \* 今回設置する学校事故等調査委員会の委員の構成及び委員定数を5人以内とした理由について

国が示す指針に基づき、学識経験者や医師、弁護士など、学校事故に関する専門家を選定することとし、適切な定数として5人以内と設定した。

#### \* 当該委員会の設置体制及び委員の選定に係る保護者の意向の反映について

当該委員会は常設による設置を予定している。また、個別の事案に応じ、事故に遭った児童生徒の保護者と相談し、臨時的に委員を選定する場合があると認識している。

#### \* 学校敷地外の事案に関する当該委員会における調査について

国の示す指針では、学校の管理下における事件、事故及び災害を対象としていることから、学校を起因としない事案は対象外である。

#### \* いじめに関する事案の当該委員会における調査について

いじめの重大事態調査に関しては、当該委員会とは別に常設で委員会を設置しており、いじめ問題専門・調査委員会において対応する。

#### \* 教員からの体罰に関する事案の調査について

個別の事案に応じ、対応する。

#### \* 当該委員会の会議内容における情報公開について

会議の内容に応じて、非公開となる場合がある。また、事故の当事者には調査内容について適宜情報提供することを考えている。

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

### ○「議案第182号 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

#### \* 印影登録に関する改正内容について

印影について、紙の登録原票による保存から電磁的記録へと変更するものである。既に保存している紙の登録原票も電子化し、電子化終了後の紙の原票については一定期間保存した後に廃棄する。

#### \* 印影の電子化に伴う運用上の安全対策について

登録する印影のデータは住民基本台帳と併せて区役所事務サービスシステムと一緒に運用する印鑑登録システムで管理し、ガバメントクラウドにおいて、保存データを暗号化することにより安全性を担保している。

#### 《意見》

#### \* マイナンバー制度に反対であるため、本議案には賛成できない。

#### 《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 183 号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 189 号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 保育士の資格要件を拡大することによる本市での保育士採用への影響について  
地域限定保育士の資格要件拡大に伴う本市への大きな影響は想定していない。
- \* 施設内虐待を防止するための運用ルールの現状について  
国のガイドラインに基づき、市独自でガイドラインを策定して運用している。
- \* 保育士資格要件拡大に伴う施設内虐待に対する安全確保策への取組について  
児童福祉法改正等に伴う対応策について局内で検討し、児童福祉審議会にも意見を聞きながら体制整備を行っている。

《意見》

- \* 保育士の資格要件拡大後においても、採用時における犯罪歴の確認など、施設内虐待に対する安全確保策について充実を図ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 190 号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 菅生保育園の移転に伴う旧地域子育て支援センターの代替施設について  
令和 7 年度末の地域子育て支援センター閉所後、当該保育園に新設する地域子育て支援スペースにおいて、地域の子育て支援機能を担うこととしている。
- \* 旧地域子育て支援センターと地域子育て支援スペースの差異について  
地域子育て支援センターでは専任職員が 1 人以上常駐する。地域子育て支援スペースでは専任職員が常駐しないものの、保育園に保育士、看護師及び栄養士等の職員が常駐しており、子育てに関する相談に常時対応できる体制となるほか、園庭の利用も可能になる。
- \* 地域子育て支援スペースに関する要綱及び法律上の位置付けについて  
要綱は作成しておらず、法律上も位置付けはない。
- \* 地域子育て支援スペースにおける子育て支援に関する講習の実施予定について  
現時点では予定していないが、地域の要望に応じて地域支援機能の充実を図る予定である。
- \* 地域子育て支援センターすがおを閉所する判断に至った理由について

菅生保育園の園舎の耐震性能が不足していることが明らかとなつたため、旧地域子育て支援センターすがおの施設を改修し、菅生保育園を移転することに伴いセンターを閉所することとなった。今後、全市的に地域の子育て支援強化を図るに当たり、従来の地域子育て支援センターの重要性を踏まえつつ、保育所を含めた地域全体で子育て支援機能の強化を検討する予定である。

\* 地域子育て支援センターの個所数が減った事例及び区内で個所数が減った事例について

「地域子育て支援センターふじさき」が、公立の地域子育て支援センターが設置されていなかった中原区へ移転し、地域子育て支援センターなかはらとして運営を開始しており、同様の事例は今回が初めてではない。

\* 当該保育園の移転に伴う利用定員等への影響について

移転に伴う利用定員の変更はない。

\* 当該保育園の住所変更に伴う条例改正の必要性について

地方自治法第244条の2に基づき、公の施設及びその管理に関する事項として、施設の位置に関しても条例により定めている。

《意見》

\* 本議案には賛成であるが、保育所の移転に伴い宮前区内で地域子育て支援センターが1か所減ることについては反対である。地域子育て支援スペースへの機能移転に当たり、センターにおいて定められていた要綱等の法的根拠が無くなること、常駐する専任職員がいなくなること等により、利用に支障を来すことを懸念している。地域子育て支援センターの新設、又は地域子育て支援スペースにおける要綱の作成及び専任職員の配置を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第191号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 保育士の資格要件拡大に伴う保育士の質の確保について

保育子育て総合支援センター及び各区の保育総合支援担当が中心となり、保育関係の団体等と協力し、連携会議の開催、研修等の機会を通じて、市全体で保育士の質の向上に向けて取組を進めている。

\* 県が実施する地域限定保育士試験と通常の保育士試験の試験内容の差異について

筆記試験は国の要領に基づいて実施しており、双方の試験内容に差異はない一方で、実技試験について、県が実施する地域限定保育士試験では講習を受講する形態となっている。

\* 県が実施する地域限定保育士試験で受講する講習の内容について

実技講習及び見学実習を受講する必要がある。

\* 本市における地域限定保育士の採用について

採用に当たっては一般の保育士資格と地域限定保育士資格を区別することな

く、双方いずれかの資格を有していれば保育士の資格として認めているため、今後、本市においても地域限定保育士を採用する可能性は十分にあると認識している。

\* **保育士の資格証における保育士及び地域限定保育士の判別について**

資格証において、一般の保育士と地域限定保育士を判別可能である。

\* **採用後における保育士及び地域限定保育士の人材育成について**

採用後において、一般の保育士及び地域限定保育士を区別した研修等は実施しておらず、OJTなどを活用しながら全体として保育士の質の底上げを図っている。

\* **保育士及び地域限定保育士の待遇の差について**

公立保育所においては保育士及び地域限定保育士の待遇の差はない。

\* **条例改正に伴い健康診断等において保護者負担が増大する可能性について**

保護者に新たな負担が生じることはないとの認識している。

《意見》

\* 健康診断等の実施に関して一定程度現場の裁量に委ねる必要があることは理解しているが、施設ごとに判断基準の差が生じることがないよう運用してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第192号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 幼保連携型認定こども園における幼児教育の質の担保について

認定こども園における幼児教育の質に関して、幼稚園協会、国及び県などの研修において幼児教育の質の向上が図られており、市としても質の確保に向けて検討を進めている。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第193号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第194号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 家庭的保育事業等を行う施設における健康診断の実施状況について

連携する認可保育所等で健康診断を実施している。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第195号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第196号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第200号 川崎市民プラザの指定管理者の指定期間の変更について」

《主な質疑・答弁等》

- \*施設利用終了までの期間における修繕の実施について

令和8年度末の利用終了までの期間においては状況に応じて適宜修繕を実施する予定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第203号 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の指定管理者の指定について」

- 「議案第204号 川崎市高津スポーツセンターの指定管理者の指定について」

- 「議案第205号 川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者の指定について」

- 「議案第206号 川崎市多摩スポーツセンターの指定管理者の指定について」

- 「議案第207号 川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定について」

《一括審査の理由》

いずれもスポーツセンター等の指定管理者の指定に関する内容であるため、5件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

- \*各区スポーツセンターにおける巡回バスの運行について

多摩スポーツセンターは駅から距離が長いことから、指定管理者として運営を行うに当たり、巡回バスを運行することを仕様書に記載している。他のスポーツセンターは一定の利便性が保たれていることから巡回バスの運行を必須していない。

- \*多摩区以外のスポーツセンターにおける巡回バスの運行について

宮前スポーツセンターでは次期指定管理者より送迎サービスの運行に関する提案があり、利用者の利便性向上に向けて対応を協議している。

- \*スポーツセンターへのアクセスに関するコミュニティバスの連携について

コミュニティ交通については行政及び地域住民等多くの関係者が様々な議論を重ねているところである。今後、関係局と協議し、議論していきたい。

\* **高津スポーツセンターにおいて一者選定となった理由について**

現指定管理者の実績評価点が高かったために競合他者が応募を控えたものと認識している。

\* **総合型地域スポーツクラブと学校部活動の連携状況について**

総合型地域スポーツクラブは市内に12団体あるが、学校と部活動に関して連携しているのは1団体のみである。総合型地域スポーツクラブにおける学校部活動との連携を市総合計画及びスポーツ推進計画における施策として位置付けていることから、今後の対応について検討していきたい。

\* **本議案に関する議会への資料提供の在り方について**

指定管理予定者等の社会的信用に関わる知的財産等を含む内容については、開示できない場合がある。議案審査に必要である情報については、指定管理予定者及び関係局と協議の上、最大限、提供に努めていきたい。

\* **各区スポーツセンターにおける過誤徴収の経過について**

本事案は、施設の利用枠を1日3回から4回へ変更する条例改正を実施した後、施設を終日通して4回の枠分を利用する際に、スポーツ設備等を全日利用する場合は、本来3回分の利用料を徴収すべきところ、誤って4回分の設備利用料を徴収していたものである。過誤徴収の対象団体へ個別に連絡し、返金等の対応を行った。

\* **各区スポーツセンターにおいて設備専用利用料の過誤徴収が生じた要因について**

条例改正当時、運用の変更に重点が置かれ、詳細な条例の変更点について施設への周知が不足していたと認識している。今後、同様の事象の再発を防止し、本庁、区役所及び各区スポーツセンターにおいて連携を強化していきたい。

\* **スポーツセンターの条例及び管理運営所管部署について**

条例所管は市民文化局市民スポーツ室であり、管理運営は各区役所である。

\* **指定管理者制度における事務委任及び補助執行の在り方に関する検討について**

事務委任の在り方を含め指定管理者制度導入後において生じた様々な課題について検証を重ね、検討していきたい。

\* **多摩スポーツセンターにおけるスポーツ教室の利用料金について**

モニタリングを通じ、利用人数等を踏まえつつ、指定管理者と料金設定について調整していきたい。

\* **麻生スポーツセンターにおける施設の修繕予定について**

令和8年度に体育館のバスケットゴールについて大規模修繕を実施する予定である。また、利用者からアンケート等で施設の修繕に関する要望が寄せられた場合は、速やかに対応していきたい。

\* **麻生スポーツセンターにおける指定管理者による関係施設への勧誘について**

当該施設において指定管理者の宣伝等に関する広報等を置かないよう指導している。

《意見》

- \* 幸スポーツセンターにおける巡回バスの運行についても実施に向けて検討してほしい。
- \* 民間活用事業者選定評価委員会の委員構成について、現指定管理者の評価を行う委員と次期指定管理予定者の審査・選定を行う委員が同一である体制は望ましくないため、それぞれ個別の委員を選任するよう検討してほしい。
- \* 事務委任及び補助執行の在り方について、条例所管部署が管理運営を担う体制とするよう検討してほしい。
- \* 多摩スポーツセンターにおけるスポーツ教室等の利用において、市民負担に配慮した料金設定とするよう検討してほしい。
- \* 麻生スポーツセンターにおいて、利用者から施設内における悪臭に関する苦情があるため早急に対応してほしい。

《議案第203号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第204号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第205号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第206号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第207号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第208号 川崎市大師コミュニティセンターの指定管理者の指定について」  
《主な質疑・答弁等》

- \* 大師コミュニティセンターを複合施設として整備する方針に至った経緯について  
大師支所の建て替えを契機として、近隣にこども文化センター及び老人いこいの家を有していたため、これらの施設と支所機能の合築に伴う効果を期待して複合施設を整備する方針となった。

- \* 老人いこいの家及びこども文化センターの老朽化に伴う今後の整備の在り方の検討について

老人いこいの家及びこども文化センター等に関し、地域の実情を踏まえ、多目的化、機能の充実について関係局と協議の上検討していきたい。

- \* 子どもと高齢者の利用が重複する時間帯の対応について

地域住民及びワークショップ等において子どもと高齢者の動線の重複に関して懸念する意見があり、設計時から考慮し対応している。また、高齢者は午前中の利用、子どもは学校終了後の午後の時間帯における利用が多いことを踏まえた時間分けとするなど、居室ごとに利用する時間帯を区分する対応を検討している。夏休み期間などは通常期と利用状況に変化が生じるため、運用方法について指定管理者と調整し適宜適切に運営していきたい。

- \* 利用者の利便性の担保について

コミュニティセンターは現在の老人いこいの家より開館時間が長くなるため、利用者の利便性は向上すると考えている。

\* **運動室の利用形態について**

従来のこども文化センターの運動スペースの機能を継承しており、時間を区切った上で自由に運動ができるスペースとして子ども向けに開放する予定である。

また、高齢者についても利用できるよう時間帯等を調整したい。

\* **指定管理者における高齢者への対応について**

指定管理予定者が運営する他施設ではこども文化センター及び老人いこいの家の合築施設が多く、相互に行事等で連携して取り組んだ実績を有している。また、現在老人いこいの家を運営している社会福祉協議会から運営に係る専門的な知見を継承していきたい。

\* **老人いこいの家の利用団体における継続利用について**

現在、老人いこいの家で居室等を定期的に利用している団体が今後も継続して利用することができるよう、指定管理者と調整していきたい。

\* **老人いこいの家及びこども文化センターで実施していた行事の存続について**

従来の事業の継承を望む利用者の意見を踏まえ、行事については従来の内容から支障を来すことがないよう運営していきたい。

《意見》

\* 合築施設の整備の在り方を議論する協議体の創設について検討してほしい。

\* コミュニティセンターへの複合化に関して、従来のこども文化センター及び老人いこいの家の機能の十分な継承について懸念があることから、本議案には賛成できない。

\* 指定管理者制度に制度設計上の構造的な問題があると認識しており、新規の指定管理者制度導入に反対であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第209号 川崎市国際交流センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 選定評価委員会の摘録における「国際交流」及び「多文化共生」の位置付けの差異について

国際交流センター設置当時は、市民が国際理解、文化交流を通して海外のことを知り、海外の方と国際友好親善を図ることが求められていた。「国際交流」は、このようなことにまつわる取組を指す。一方、平成17年に策定した多文化共生社会推進指針に位置付けられている、外国人住民への情報提供、相談窓口の設置、日本語学習及びそれぞれの市民が持つ文化を理解・尊重する意識啓発といった取組を「多文化共生」と呼び、昨今の急激な外国人住民の増加等により、この多文化共生施策の重要性が一層高まっていることを重要視しているという趣旨の発言の中での文言である。

\* 当該施設のトイレの修繕状況について

男性トイレの大便器及び小便器がそれぞれ 1 か所、女性トイレの大便器が 1 か所故障しており、現時点では改修工事が完了していない。

\* 一者選定となった理由及び過去の応募状況について

当該施設は国際交流及び多文化共生といった専門性が求められる分野であり、新規参入に慎重となった事業者が多かったと認識している。本施設の指定管理による運営は指定管理者制度を導入した平成 18 年以降、いずれも川崎市国際交流協会が代表団体の JV が指定管理者となっている。

\* 指定管理者の募集における競争性を促す取組について

PPP プラットフォームの登録事業者へのアンケートを通じて、仕様書の記載に関する意見聴取を実施し、意見を踏まえて新規事業者がより参入しやすいよう仕様書の記載を変更した。

《意見》

- \* 当該施設のトイレについて、速やかに修繕してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 210 号 川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 当該施設の利用状況について

情報提供室を開放しており、利用者が自習等による学習目的で活用しているほか、保育室を一般開放し、地域住民等が利用している。

\* ホールの稼働率について

過去 4 年間におけるホールの稼働率は、約 78.3 パーセントである。

\* ホールにおける排水管の改修工事の予定について

令和 3 年度にホール棟における排水管の劣化調査を実施し、3 年から 5 年程度で修繕及び更新工事又は劣化調査を必要とする結果が出ていることから、資産保有の最適化に関する取組方針を踏まえ、関係局と協議し今後の対応を検討していく。

\* ホールにおける特定天井の改修工事の予定について

特定天井については東日本大震災の際にミューザ川崎シンフォニーホールで被害が発生したことを契機として、当該施設においても、今年度に調査を実施し、今後の対応を検討する予定である。また、近隣の高津市民館のホール改修工事を令和 9 年度末まで実施する見込みであることから、工事時期が重複しないよう調整が必要であると認識している。

\* 今後における当該施設の活用方針について

当該施設は本市の男女平等施策を推進する拠点として重要な役割を果たしている一方、老朽化していることから、今後の活用方針等に関して検討を進めていきたい。

\* 指定管理者の選定評価における採点方法について

市民文化局民間活用事業者選定評価委員会では選定委員による採点を 2 回実

施しており、1回目の採点後に選定委員の意見交換を実施し、その後改めて2回目の採点を行っている。現状の採点方法については関係局と協議し検討していくきたい。

\* **女性支援事業に関する数値目標の設定の在り方について**

目標値の達成のみを目的とせず、周知、広報及び啓発など指定管理者と積極的に取組を展開し、今後についてはより適切な目標設定を検討していきたい。

\* **当該施設の名称における性的指向及びジェンダーアイデンティティへの配慮について**

当該施設の名称が直接、性の多様性の問題に抵触するとは認識しておらず、現時点では施設の名称を変更する予定はない。

《意見》

\* **当該施設の工事実施時は市民へ丁寧に周知してほしい。**

\* **民間活用事業者選定評価委員会の採点方法について、極端な点数の偏りが選定結果に影響を与えることを防ぐため、最低点及び最高点を除く方法を検討してほしい。**

\* **民間活用事業者選定評価委員会の委員構成について、現指定管理者の評価を行う委員と次期指定管理予定者の審査・選定を行う委員が同一である体制は望ましくないため、それぞれ個別の委員を選任するよう検討してほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第215号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\* **近隣住民からの苦情への対応について**

近隣住民から利用児童の活動に関する意見が寄せられた際は、迅速に対応している。また、施設周辺における落ち葉などについて速やかに清掃し、プールの利用時及びイベントの開催時においては、事前に近隣住民に周知するなど、理解を得られるよう努めている。

《意見》

\* **利用する児童が健全に活動できるように指定管理者と議論を重ね、近隣住民への説明に努めてほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第216号 川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\* **指定管理期間を3年間とした理由について**

令和6年に教育委員会事務局が公表した「今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性（中間報告）」において、建て替えは一旦凍結し、他施設の活用を前提に検討を進めることができており、これを受けて、今回の指定期間は令和

10年度までの3年間としている。

《意見》

\* 川崎市ハケ岳少年自然の家の廃止に反対であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第217号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 一者選定となった理由及び過去の応募状況について

指定管理者の応募に当たっては、市ホームページへ掲載し周知したところであるが、結果として一者選定となった。本施設の指定管理による運営は現在4期目であるが、1期目から4期目までいずれも1団体のみの応募であった。

\* 指定管理者の募集における競争性を促す取組について

他施設と同様に広報に取り組んでいる。

\* 一者選定の利点及び課題について

今回の指定管理予定者が前期においても高い評価を得ており、事業を継続して実行できる利点がある一方で、競争性に劣る点が課題であると認識している。

\* 非公募更新としなかった理由について

指定管理者制度導入の効果が見られたため、指定管理者制度の適用中止及び非公募とする議論はなかった。

\* フリースペースえんの登録者が増えている要因について

不登校の児童が増えていることや利用者の声が評判となり、認知されるようになったことが要因であると認識している。

\* フリースペースえんの登録者数に占める利用者数の割合及び推移について

フリースペースえんの登録者約150人のうち、利用者は約100人である。また、日々継続して利用している児童は約50人である。加えて、継続して利用している児童は開設当初と比較し、約30人から約50人に増加している。

\* フリースペースえんの利用と学校における出席の取扱いについて

保護者と児童の希望でフリースペースえんを利用している旨を学校へ届け出ることにより、国のガイドラインに基づいて学校長の判断により出席として扱うことが可能である。

\* フリースペースえんの登録者に関する学校への届出の状況について

届出は保護者と児童の希望によるものであり、登録者約150人の全員が学校へ届け出でない。学校に通いながらフリースペースえんを利用する場合もある。

\* 施設利用児童への意見の聴取について

指定管理者が実施する利用者へのアンケート等を通じて利用者の意見の把握に努めている。

\* フリースペースえんの登録未利用者への対応について

児童の心理的負担を考慮しつつ、施設来所時に児童に寄り添うなど丁寧に対応

していきたい。

\* フリースペースえんにおける保護者への対応について

利用登録時の面談から保護者と関係性を築くとともに、今後、保護者同士の悩みを共有できる場の設定などを検討している。登録未利用の状態にある児童の保護者についても、相談が容易となる機会を設けることが重要であると認識している。

\* フリースペースえんの利用者に関する昼食提供について

利用者の昼食提供を実費徴収で実施している。

\* モニタリングの実施状況について

指定管理者によるセルフモニタリングを実施すると共に、年度評価及び中間モニタリング等の実地調査に加え、適宜施設を訪問し運営に関する課題の共有を図っている。

《意見》

- \* 不登校対策は重要な施策であることから、登録未利用の状態にある児童に配慮し、丁寧に対応してほしい。
- \* 不登校の児童への支援は継続性が重要であることから、当該施設を直営で運営するよう検討してほしい。
- \* 当該施設は利益追求を目的とする施設ではないため、利益追求にとらわれることなく、公共性を生かした施設運営に注力してほしい。
- \* 学校給食無償化が実現した場合には、フリースペースえんの利用者も対象となるように検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

令和7年12月10日

川崎市議会議長  
原 典 之 様

健康福祉委員長  
後藤 真左美

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第186号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）

議案第187号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）

議案第188号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）

議案第213号 川崎市総合福祉センターの指定管理者の指定について  
（原案可決）

議案第214号 川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定について  
（原案可決）

議案第222号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算  
（原案可決）

令和7年12月10日

川崎市議会議長  
原 典之 様

健康福祉委員長  
後藤 真左美

健康福祉委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第31号　社会福祉法人らばおるの樹の運営に関し、川崎市健康福祉局の監査及び指導体制の社会福祉法の運用の観点からの検証と抜本的な見直しに関する請願　（不採択）

## 【令和7年第4回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和7年12月16日 健康福祉委員長 後藤 真左美

- 「議案第186号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第187号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第188号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

### 《主な質疑・答弁等》

- \* 第9期かわさきいきいき長寿プランにおいて介護医療院の整備予定床数が減少した理由について

前期計画策定時に想定した市内介護関係施設の状況及び運営実態を踏まえ、第9期かわさきいきいき長寿プランにおいては、整備予定床数を削減した。

- \* 第9期かわさきいきいき長寿プランにおける介護医療院の整備予定床数の算定根拠について

市内において将来的に必要となる床数を正確に予測することは困難であるが、令和4年に実施した川崎市高齢者実態調査等を通じ、利用者及び関係団体等の意見を集約し、その結果を踏まえ、整備予定床数を算定した。

- \* 介護医療院の新設及び転換に係る運営法人募集における現在の応募状況について

現在のところ、応募がない状況である。また、令和7年12月19日の応募受付期間終了までに応募がなかった場合は、関係団体等と意見交換等を行い、次回の公募に向けた条件整備等の検討が必要であると認識している。

- \* 条例改正による介護医療院への影響について

国の法改正に伴う条例改正であり、介護医療院への影響はないと認識している。

### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第213号 川崎市総合福祉センターの指定管理者の指定について」

### 《主な質疑・答弁等》

- \* 指定管理者選定への参加者増に向けた取組内容について

今回の選定では、結果として一者選定となつたが、公募期間を1か月以上設けるなど、十分な期間を確保した。その結果、次期指定管理予定者以外にも施

設見学等の参加申込みがあり、一定の成果につながったものと認識している。

\* 選定評価委員会における次期指定管理予定者の提案内容に関する評価について

選定評価委員会においては、提案内容における収入見込みについて低評価となった。その理由として、次期指定管理予定者の施設運営に関する提案内容が収支バランスを取るための方法の記載にとどまったためと認識している。また、本来であれば、施設管理者として目指すべき稼働率や収入の具体的な数値等を提案することが望ましいと認識している。

\* 次期指定管理予定者と本市の適切な関係性の在り方について

次期指定管理予定者は、社会福祉法に基づき設置されており、本市の関与が過度なものとならないように、法において関係行政庁の職員は役員の総数の5分の1を超えてはならないとする規定を定めている。また、各種指定管理施設及び地域包括ケアを担う事業者として連携し、指摘すべき事項や課題が生じた場合には、適切に対応する予定である。

\* 川崎市総合福祉センターの職員数について

現在、勤務する職員は16人であり、そのうち正規職員は2人、非正規職員は14人である。

\* 本年9月に発生した大雨による川崎市総合福祉センターの浸水被害状況について

人的被害はなかったが、設備に関する被害として電話及びエレベーターが使用不能となったほか、駐車中の車両がタイヤの一部分まで浸水した。

\* 今後の浸水被害対策について

次の出水期に備え、当該施設に止水板の設置を検討している。

\* 災害時における市と施設管理者との役割分担について

現状、当該施設においては災害時の役割に関する協議が行われていないため、来年度の出水期までにマニュアル等を整備する予定である。

\* ふくし相談事業及び情報バンク事業の利用者数について

川崎市総合福祉センターにおいては、ふくし相談事業及び情報バンク事業の2事業を実施している。令和6年度における相談件数は、ふくし相談事業が370件、情報バンク事業が276件であった。

\* 各種相談事業における対応者の専門性について

総合相談事業等のほか、専門相談も実施しているが、各種相談事業において、高度な専門性を要すると判断された案件については、当該相談窓口において弁護士、精神科医及び臨床心理士の3人が対応する体制としている。

\* 施設利用時におけるキャッシュレス決済機器の導入について

キャッシュレス化に必要となる機材の整備や決済手数料の負担等に課題はあるものの、他の公共施設での導入状況を踏まえ、令和9年度に向けて導入を検討している。

《意見》

\* 専門家による意見の反映状況について懸念点が多いため、選定評価委員会の在り方について改善を図ってほしい。

\* 本施設は地域福祉における重要な拠点であるため、議案には賛成するものの、次

期指定管理予定者がこれまで指定管理者を務めた経験を生かし、適切に指定管理業務を担うとともに、社会福祉法人としての法人運営体制及び他の運営事業については適正化に努めてほしい。

\* 浸水被害を受けたことを鑑み、施設の浸水被害防止について早期実施に努めてほしい。

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

#### ○ 「議案第214号 川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定について」

##### 《主な質疑・答弁等》

\* 川崎市中原老人福祉センターの利用者数について

令和6年度の実績で、1万5,573人である。

\* 川崎市中原老人福祉センターの移転に関する地域住民等への説明について

令和6年8月に説明会を実施し、令和11年4月を目途に移転を計画している旨を説明した。移転先の整備及び運営内容の検討状況についても、改めて地域住民等に対して説明会を実施する予定である。

\* 施設利用者に対する説明会の際に出た意見の内容について

現在、センターにおいて実施している活動が移転後にも引き続き実施できるよう、施設機能を維持してほしい旨の要望が多いと認識している。

\* 施設利用者に対する今後の周知について

当該施設移転後の運営内容のほか、跡地周辺にある地域活動拠点等に関する情報提供を行い、活動の継続が可能である旨を周知する予定である。

\* 当該施設の跡地活用について

跡地利用については、周辺の特別養護老人ホーム等の地域資源の動向を踏まえ、府内にて検討を進める予定である。また、検討結果の具体的な公表時期は未定であるが、可能な限り早期に示すようにしたい。

\* 当該施設における避難所機能の代替施設について

クラブ室が大雨災害時の避難所機能を有しているため、近隣住民と協議を行い、今後の代替施設について検討を行う予定である。

\* 当該施設における入浴施設の休止に至った理由及び休止による影響について

施設老朽化に伴い、利用継続のためには改修に多額の費用を要するため、休止の判断に至ったものである。また、50人程度の特定の利用者が日常的に利用していた状況であり、住民説明会に際して利用者へ意見を聴取した結果、休止に至った経緯について理解を得ている状況にあると認識している。

#### 《意見》

\* 避難所機能に関し、代替施設について早期の検討を進めてほしい。

\* 地域活動施設機能については早期に代替施設の整備を行ってほしい。

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第222号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第31号 社会福祉法人らぽおるの樹の運営に関し、川崎市健康福祉局の監査及び指導体制の社会福祉法の運用の観点からの検証と抜本的な見直しに関する請願」

《請願の要旨》

社会福祉法人らぽおるの樹の倫理的・財政的破綻の責任について、監査指導権限のある健康福祉局の責任を明らかにするために、第三者委員会による検証を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

社会福祉法人らぽおるの樹は、法人本部を市内に置く社会福祉法人であり、障害福祉サービス事業などの第二種社会福祉事業のほか、日中一時支援などの公益事業を市内で運営している。当該法人を含む社会福祉法人に求められる役割として、社会福祉法第24条第1項の規定では、事業を確実に効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともにその提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないと規定しており、本市は社会福祉法人に対し、その事業内容における適正性の確保の観点で、法人の許認可及び指導監査並びに法人運営に係る助言及び指導を実施している。また、関係法令に基づき事業所の指定及び指導監査並びに事業所運営に係る助言及び指導についても実施している。

これまでの当該法人に対する具体的な対応としては、定期・随時監査時に把握した改善を要する事項について複数回にわたって文書及び口頭により指摘を行ったほか、令和3年度には監査指摘事項の未改善、不安定な法人管理・運営体制等の理由により、特別指導監査等を実施した。また、運営する各事業所に対しても、実地指導及び監査を通じて複数回処分を実施しており、その結果として、指定効力停止及び給付費返還の処分を受けた事業所もある。

請願に対する本市の見解としては、当該法人に対しては、指導監査等を実施の上、運営状況等の把握に努め、適宜、助言及び指導を行うほか、事業所への運営指導等を随時実施し、法令違反に対しては行政処分を実施する等、所轄として監督業務を履行している。今後とも法人及び事業所の改善状況等の確認に努め、利用者保護を第一に、適正な法人運営と事業の健全な経営の確保が行われるよう、引き続き指導監査に加え、必要な助言及び伴走型支援を行う予定である。

《主な質疑・答弁等》

\* 当該法人の運営する事業所の利用者数及び従業員数について

利用者は153人である。また、従業員数については、本市への報告の必要がないため把握していない。なお、法人には理事6人、評議員8人及び監事2人が在籍している。

\* 内部通報を受け、実施した監査における指摘事項の内容及び処分内容について

法人の理事が故意に誤った区分で給付費を請求する等の不正請求及び運営基準違反が確認されたため、事業所としての指定の一時停止及び本市への返還金の請求等の行政処分を実施した。

#### \* 内部通報による不正発覚以前の本市の監査体制及び現在の監査体制について

当時の事業所に対する指導監査体制は非常に小規模であり、寄せられる通報対応等で業務がひっ迫し、指導監査体制が十分ではなかった。当該法人の事業所に限らず、障害福祉サービス等の事業所による不正が市内で毎年度発覚する状況を受け、市の指導監査体制について改善に向けた取組を重ね、現在も指導監査の人員を増員するなど、指導監査体制を構築しているところである。

#### \* 社会福祉法人への監査手法について

国の指導監査ガイドライン等に基づき監査を実施しており、加えて社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理等に関する事務改善について指導している。特に当該法人に対しては、部署間連携で運営状況等の確認体制を強化し、手厚く伴走型支援を行っている。

#### \* 指導監査体制の強化に向けたプロジェクト会議について

本プロジェクト会議は、令和3年に提出された同趣旨の陳情審査における委員からの意見を受けて設置したものであり、これまでに20回程度開催している。設置目的としては構成する各部署が指導監査情報等を共有し、連携することで指導監査の効果的な実施を図ることである。

#### \* 不正請求に係る返還金の残額について

不正請求による返還金及び国の法令に基づく加算金を合わせ、返還金の残額は約760万円であり、全体の約8割は返還済みである。

#### \* 請願者から本市に寄せられた要望事項への対応について

請願者からは法人の不適切な運営状況への対応、請願者と当該法人との仲介支援及び当該法人が経営事項として判断すべき内容への行政の関与の3点について繰り返し要望されているが、行政として不適切な運営状況への対応については、既に実施していること、その他については対応ができない旨を繰り返し説明している状況である。

#### \* 請願者による各種SNS等の情報発信について

請願者は、各部署とのやり取りを録音した上で、SNS等に投稿しており、以前には投稿の削除と引き換えに対応を求める発言もあった。本市としては、これまでの対応に誤りはなく、削除を求める必要はないと考えているが、今後の情報発信の方法や内容等の状況の変化によっては、対応について検討が必要であると認識している。

#### \* 不正請求を未然に防ぐための新たな取組について

現在、就労系の事業所に関し、国において適切なサービス提供をする事業所を指定するため、外部専門家等の協力により指定申請に係る提出書類の内容確認等を行うことも含めて、具体的な取組方法を検討中である。また、本市も国の制度改正を注視し、対応を進める予定である。

#### 《意見》

\* 社会福祉法人の適正な運営を監査するため、事前指導及び注意喚起機能の強化を目的として、外部専門機関との協力を検討してほしい。

\* 今後は職員や利用者からの意見について、集約するための工夫をお願いしたい。

\* 未回収の返還金について、当該法人に対して確実に返還するよう、今後も引き続き求めてほしい。

#### 《取り扱い》

- ・本請願には監査の在り方について検証すべきという趣旨が含まれていると考えており、継続審査とし、これまでの取組に加えて、財務や会計処理など専門的な視点を持つ外部専門家の意見を取り入れることにより、現行の監査体制を幅広い視点で検証する必要があると考えるが、採決に当たっては請願の願意については理解できるため趣旨採択すべきである。
- ・現状、市は当該法人に対して十分に対応しており、今後の課題についても、必要な助言及び指導を行うとしているため、請願者の求める第三者委員会の設置は不要と判断し、本請願は不採択とすべきである。
- ・当該法人に対する監査についてはこれまで適正に実施されていると考えており、請願者の求める監査体制の抜本的な見直し及び責任の明確化といった内容についても、既に対応しているため、本請願は不採択とすべきである。
- ・請願者の求める内容は市の権限において対応するのは非常に困難な内容であり、本請願は不採択とすべきである。

#### 《審査結果》

賛成少数不採択

令和7年12月10日

川崎市議会議長  
原 典 之 様

まちづくり委員長  
平 山 浩 二

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第181号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第197号 川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第198号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第201号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について  
(原案可決)

議案第202号 市道路線の認定及び廃止について  
(原案可決)

## 【令和7年第4回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

令和7年12月16日 まちづくり委員長 平山 浩二

### ○「議案第181号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \*「マンションの再生等の円滑化に関する法律」いわゆるマンション再生法の改正の目的及び内容について

耐震性不足等のマンションの建て替えを円滑に推進するためには、保留床の確保等による区分所有者の負担軽減を図り、合意形成しやすい環境の整備が重要であることから、マンションの建て替えの際の高さ制限を緩和するものである。

##### \*マンション再生法の改正による高さ制限への影響について

高度地区の高さ制限を超える建物の建築計画は、高度地区の特例許可が必要となる。周囲の日照を保つため建物の高さを制限する日影規制に抵触する場合についても、特例許可が必要となるため無制限に高い建物が建てられるようになるものではない。

##### \*マンション再生法に関する許可準則が示される時期について

改正マンション再生法が令和8年4月1日に施行となるため、3月末頃までには国から許可準則が示される予定である。

##### \*マンション再生法に関する許可準則と高度地区における許可基準の関係について

それぞれ個別に規定されたものであり、各々の許可を取得する際には、各基準を満たしている必要がある。

##### \*高度地区の高さ制限を超える建物の特例許可について

手続上は高さ制限を超える建物の建築計画に係る申請を行うことはできるが、周辺環境との調和や地域特性に応じた貢献度等を総合的に評価する厳格な基準を満たす必要があるため、特例が認められる可能性は極めて低いと認識している。

##### \*建築基準法施行令の改正内容について

階段や屋根等の主要構造部に関して大規模修繕を行う際の屋根・外壁等の防耐火性能について、既存不適格であっても、現行規定を適用しないとする改正内容である。

#### 《意見》

\*本条例の改正に係るマンション再生法の改正が、高さ制限を緩和できるとする点で、これまで住環境を守るために活動してきた市民の取組に逆行する可能性があること、建て替えの決議に多数決決議を行うことができると規定されており少数意見が反映されない懸念点があること、本条例に係る建築基準法施行令の改正内容である外壁及び軒裏等の防耐火性能に関する規定が追加されたことは大きな問題であるため、本議案には賛成できない。

#### 《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第197号 川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第198号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 大師公園及び生田緑地における普通自動車の駐車場料金及び料金改定の状況について

大師公園の駐車場料金は1時間当たり200円であり、近年、料金改定を行っていないが、今後、改定に向けた検討の可能性はあると認識している。また、生田緑地の駐車場料金は1時間当たり300円であり、令和5年4月の指定管理者の移行時期に、近隣の民間駐車場料金を調査し、均衡を図るため料金改定を行った。

- \* 等々力緑地の東駐車場における現在の稼働率について

東駐車場の稼働率は平日が約14パーセントで、休日が約46パーセントである。一方で、南駐車場の稼働率は平日が約32パーセント、休日が約79パーセントであるため、東駐車場の稼働率は相対的に低い状況にある。

- \* 再編整備後における東駐車場の駐車台数及び料金設定について

東駐車場については、一部区域が外周園路の整備予定地となっているため、現在の駐車台数から若干減少する見込みである。再編整備後の駐車場の稼働率を基に適正な料金設定を行う予定である。

- \* 再編整備後のイベント開催時等における臨時駐車場の設置に関する考え方について

再編整備後は現在の約2倍となる約900台の駐車が可能となり、大型バスは合計6台まで駐車できることになるため、臨時駐車場は設けない予定である。

- \* 再編整備後におけるバイクの駐輪場について

駐車場の運用を検討する際に、駐輪場についても設置及び料金の有無等に関して検討を進めたい。

- \* 再編整備後における駐車場利用の料金体系について

平常時及びイベント開催時の稼働率等を勘案して、最大利用料金や料金体系の設定について駐車場事業者と検討を進めている。

- \* 駐車場の料金割引の必要性について

駐車場の料金割引については、テナントを含む事業者が検討することになるが、利用者が等々力緑地を長時間利用することを目的としているため、最適な割引の設定は必要であると認識している。

- \* 駐車場の利用料金の設定方法について

本条例の改正内容は駐車場利用料金の上限額を改定するものであり、事業者が改正後の上限額を超えない範囲で料金設定を行う。

《意見》

- \* 駐車場に関する1日利用料金の設定及び割引内容等については十分に検討してほ

しい。

\* 等々力緑地にある全ての駐車場の空車状況が確認できる表示物を設置し、利用者を誘導するような仕組みを検討してほしい。

\* 市民利用施設における利用料金の値上げはすべきではないと考えるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第201号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第202号 市道路線の認定及び廃止について」

《主な質疑・答弁等》

\* 整理番号39、40及び41を認定する理由について

JR南武線の連続立体交差事業に伴い道路の新設等を行うことから、既存の都市計画道路の整備予定の土地について、道路法に基づく市道路線の認定を行うものである。

\* 整理番号39、40及び41の市道路線の認定を行う土地の現状について

道路法に基づく市道路線の認定を新たに行う箇所には、現状では道路形態の土地だけでなく建物等が建つ土地が含まれている。

\* 整理番号39、40及び41の市道路線の認定を行う土地の所有者の意向について

市道路線の認定については、所有者の意向に関わらず必要な道路の認定を行うものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

令和7年12月10日

川崎市議会議長  
原 典 之 様

環境委員長  
石川建二

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第218号 港湾施設の指定管理者の指定について  
(原案可決)

令和7年12月10日

川崎市議会議長  
原 典 之 様

環境委員長  
石川建二

環境委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第32号 上下水道料金の値上げを防ぐため、川崎市上下水道事業経営審議委員会に市民意見を届けることを求める請願 (不採択)

## 【令和7年第4回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和7年12月16日 環境委員長 石川 建二

### ○「議案第218号 港湾施設の指定管理者の指定について」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 指定管理者募集における競争性の担保について

川崎港コンテナターミナルは、国有財産である岸壁と一体的な運営が必要であるため、応募資格を京浜港の港湾運営会社又は同社と港湾施設の運営に実績のある事業者による共同事業体に限定している。この条件により、港湾運営会社の単独又は共同事業体を組成することによる応募の選択肢を設け、運営に当たっての提案内容や運営方法に競争性を担保している。

##### \* 川崎市港湾局民間活用事業者選定評価委員会における選定評価の透明性及び適正性の担保に向けた取組について

選定評価の透明性及び適正性を担保するため、港湾分野の専門性を持つ委員に加え、会計、環境及びSDGsなど多様な分野の委員を選定し、評価を行っている。

##### \* 指定管理対象範囲の変更に伴う市への納付金に関する影響について

本施設では利用料金納付金制を導入しており、指定管理者は利用許可等による収入から必要経費を差し引き、所定の納付率に基づき算定した額を市に納付する仕組みを採用している。指定管理対象範囲の変更に伴い、必要経費における電気代等が変動するため、一定程度、納付金額への影響はあると認識している。

##### \* 指定管理予定者の共同事業体に関する運営体制、戦略立案、現場運用の役割分担及び意思決定について

川崎港の港湾戦略は、港湾管理者である本市が川崎港長期構想及び川崎港港湾計画に基づき行政計画を策定し、指定管理者と連携して戦略を立案している。運営体制としては現場の維持管理を川崎臨港倉庫埠頭株式会社が担い、ポートセールスを横浜川崎国際港湾株式会社が本市と連携して主導し、両者の役割分担に基づいて意思決定を行う予定である。

##### \* コンテナ取扱貨物量の現況及び今後の見込みについて

令和7年1月から6月における取扱貨物量の合計は50,906TEUで、前年同期の47,913TEUを上回り、減少傾向から回復に向かっている。今後については現状の回復傾向に基づき、増加を見込んでいる。

##### \* 令和11年度までのコンテナ取扱貨物量20万TEUの実現に向けた具体策について

扇町地区で大型物流倉庫の整備が進んでおり、倉庫の稼働による川崎港利用の増加が見込まれている。また、臨港道路東扇島水江町線の整備により、利便性を向上させるとともに、ポートセールスとして東南アジア航路の週2便化や中国渤海湾航路の増便を官民一体で推進する予定である。

##### \* 不透明な国際情勢下における本市の取扱貨物量増加に向けた中国航路の増便見込みについて

中国の山東半島周辺には日本向け食品の加工工場があり、現在も東扇島倉庫へ食品関連貨物の取扱いがある等、川崎港への需要はあると認識している。今後も国際情勢の状況を注視し、川崎港への貨物誘致に向けたポートセールスを継続する予定である。

#### \* 港湾業界における若手人材の確保及び育成に向けた取組について

若手人材の確保及び育成に向けて、川崎港運協会等と連携し、川崎港を周知する取組を進めている。具体的には、中学生等の若年層を対象としたコンテナ施設の見学及び川崎港への関心を高めるイベント等を実施している。また、長年にわたり開催している川崎みなと祭りでは、港に親しむ機会を提供するなど、港湾業界への関心を高めることを目的とした取組を行っている。

#### \* 川崎港におけるヒアリ類の発見状況について

ヒアリについては現時点で発見されていないが、アカカミアリが今年度に発見された。

#### 《意見》

\* 港湾法に基づき、応募資格は港湾運営会社に限定されているが、川崎港においては令和13年以降に堀込部を含む再編整備が予定されていることから、今後の選定に当たっては応募者による提案内容の充実を図る観点から柔軟かつ適切に対応してほしい。

\* 港湾エリアの投資及び管理運営に関する情報を可視化し、透明性を高めてほしい。

\* 指定管理者の指定に当たり、選定及び評価の段階から客観的かつ説明可能な確認体制を確立し、市民にも分かりやすく説明できるようにしてほしい。

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

### ○「請願第32号 上下水道料金の値上げを防ぐため、川崎市上下水道事業経営審議委員会に市民意見を届けることを求める請願」

#### 《請願の要旨》

川崎市上下水道事業経営審議委員会に対し、一般家庭の水道料金及び下水道使用料の値上げを行わないこと、「通増型料金体系（上水）」「累進使用料体系（下水）」を存続すること並びに神奈川県内広域水道企業団との契約水量減量、生田浄水場再整備及び一般会計からの繰入れの増額なども検討し、市民の上下水道料金の負担を軽くする検討を行うことを市民の意見として伝え、事業の検討及び審議に資するよう求めるもの。

#### 《理事者の説明要旨》

川崎市上下水道事業経営審議委員会は、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の経営全般について審議し、事業の円滑かつ適正な推進に寄与することを目的として設置されている。学識経験者等15名以内の委員で構成し、必要に応じて部会を設置することが可能である。令和6年5月10日付で「本市にふさわしい水道料金及び下水道使用料制度等のあり方」について市から諮問されたことを受け、専門的かつ機動的な体制で検討を進めるため、学識経験者8名で構成する「水道事業及

び下水道事業の料金制度等あり方検討部会」を設置した。当部会は本年3月までに5回開催されており、その審議内容については中間報告として5月に環境委員会へ報告したところである。また、その後、第7回まで部会が開催され、今後は引き続き11月下旬の第8回部会、12月下旬の第9回部会及び来年1月中旬の委員会審議を経て、2月上旬に答申が行われる見込みであり、その内容を環境委員会へ報告する予定である。

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 第6回及び第7回の「水道事業及び下水道事業の料金制度等あり方検討部会」で議論された内容について

第6回部会では水道事業、第7回部会では下水道事業を対象に、それぞれ今後の財政シミュレーションについて、今後の料金改定率の検討に資する内容を審議した。

##### \* 経営審議委員会に関する独立性の担保について

経営審議委員会は外部の学識経験者8名に加え、商工会議所推薦者、全町内会連合会の代表者、公募市民2名等、第三者を委員とすることで独立性を担保している。

##### \* 水道料金の改定に関する議案を議会へ提出する時期について

経営審議委員会の答申を踏まえながら、今後の財政状況を考慮して検討し、料金改定の方向性を示す予定であり、具体的な時期は未定である。

##### \* 老朽化した水道管路に関する今後の取扱いについて

令和6年度末時点で、法定耐用年数を超える老朽化した水道管路は約27パーセントから28パーセントあり、今後は法定耐用年数超過管路の更新を進めることで全体の割合を抑制していく。また、法定耐用年数を超えた管路について直ちに破損が生じるものではないため、長期使用を見据えた維持管理も併せて行う予定である。

#### 《取り扱い》

- ・水道料金等の引上げを行わないよう意見を経営審議委員会へ届ける等の請願の願意は理解するが、議会としては、上下水道を取り巻く環境を総合的に判断し、耐震化など市民の安全を確保する責任がある。現時点で水道料金等の引上げを行わないことを趣旨とする請願を採択することは、総合的な判断を妨げる可能性があるため、不採択とすべきである。
- ・水道料金等の価格については市民の関心が高く、物価高騰の情勢にあっても、料金の引上げを避ける視点を持って検討していることには一定の理解を示すが、水道は生活に不可欠なインフラであり、事業の継続性・持続性の確保が極めて重要である。市は令和6年5月10日付の諮詢において、小口使用者の負担増に対する配慮の必要性に言及しており、経営審議委員会は独立性が担保されていることからも、現時点では答申を待つ段階である。そのため、現時点において水道料金等の引上げをしないことを趣旨とする請願を採択することは、今後の議論や答申を尊重する観点から適切ではないため、不採択とすべきである。
- ・昨今の物価高騰に対する市民の声があることは理解しているが、水道管路や施設

は老朽化により更新時期を迎えており、こうした課題への対応を含めて総合的な議論が必要である。現時点での水道料金等の引き上げを行わないことを趣旨とする請願を採択すると、今後の議論や必要な更新計画に影響を及ぼす可能性があるため、不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成者なく不採択

\* 案件

日程第3

議案第177号	議案第179号	議案第183号	議案第184号	議案第185号	議案第186号
議案第187号	議案第188号	議案第189号	議案第190号	議案第191号	議案第192号
議案第193号	議案第194号	議案第195号	議案第196号	議案第197号	議案第199号
議案第200号	議案第201号	議案第202号	議案第203号	議案第204号	議案第205号
議案第206号	議案第207号	議案第209号	議案第210号	議案第211号	議案第212号
議案第213号	議案第214号	議案第215号	議案第217号	議案第220号	議案第222号

\* 本會議投票結果（總數59票）

· 贊成 (59票)

学高也子夫司明裕り之雄勝史之美ニ子健尋久治郎利正文博直明夫  
英達朋敏吉孝雅ゆ雅功 直裕真建理 千勝裕伸昌忠成康文 嘉  
渡岩重鈴林押春川河野青橋山宗井石木堀岩織雨田浜か松石浅大嶋  
辺田富木 本 島野田木本崎田口川庭添隈田笠村田の原田野島崎  
浦田宅 土倉川沢谷藤本沢藤堀野戸平橋川田藤田山原務間沢永古藤  
三飯三嶋井田枝柳菅加月吉齋小那高仁高長嶋工浦平上各本矢末市後  
美満介汰貴輔舞優彦明也子温子花子枝里一明子輔ニ裕彦郎雄直郎美  
恵 隆凌清俊 英孝琢章 祥純友克美智和礼大浩正雅賢孝 次左  
須 谷 次真

\* 議決結果

原案可決

\* 案件

日程第3

議案第178号 議案第181号 議案第182号 議案第198号 議案第216号 議案第218号

\* 本会議投票結果（総数59票）

・賛成（51票）

三浦	恵	美滿	高也	子夫	司明	裕	かり	之雄	勝史	子健	尋久	治郎	利正	文博	直明	夫
飯田		介汰	英達	朋敏	吉孝	雅雅	功	直理	香	伸昌	忠成	康文	嘉			
三宅	隆	汰貴	貴輔	林	本	島野	木本	木崎	庭添	隈	田笠	村田	田の原	田野	島崎	
三嶋	凌	舞	輔舞	押	春川	河野	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	
井川	土	優	優彦	春	河	青橋	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	
枝柳	沢	彦	彦明	川	河	山木	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	
菅加	谷	英	孝琢	花	木	木本	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	
月吉	藤本	孝	章純	子	木	木本	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	
那須	澤		友純	花	木	木本	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	
高仁	戸平		克友	枝里	木	木本	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	
高長	橋谷		美智	一明	木	木本	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	
嶋工	田藤		和礼	明子	木	木本	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	
浦平	田藤		大浩	輔二	木	木本	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	
上各	田山		正雅	裕彦	木	木本	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	
各本	原務間		賢次	彦彥	木	木本	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	
矢末	沢永		孝	次郎	木	木本	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	
			雄	雄	木	木本	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	
			直	直	木	木本	木本	木崎	庭添	隈	岩織	雨田	かわの原	田野	島崎	

・反対（8票）

齋	藤	溫	渡	辺	學	
小	堀	子	宗	田	之	
市	古	郎	井	口	美	
後	藤	真左美	石	川	二	

\* 議決結果

原案可決

\* 案件

日程第3 議案第208号

\* 本会議投票結果（総数59票）

・賛成（50票）

三浦	恵	美滿	汰貴	輔舞	優彦	彦明	也子	夫司	明裕	かり	之雄	勝史	子健	尋久	治郎	利正	文博	直明	夫											
飯嶋	田	凌	清	俊	英	孝琢	章純	友克	美智	和礼	大浩	正雅	賢次	次郎	雄直	英達	朋敏	吉孝	雅ゆ	雅功	直理	香千	勝裕	伸昌	忠成	康文	嘉			
井枝	土倉	川沢	谷藤	本澤	高吉	那須野	戸高仁	平橋	長谷川	嶋田	藤田	花子	枝里	一明子	輔二	裕彦	彦也	也子	夫司	明裕	かり	之雄	勝史	子健	尋久	治郎	利正	文博	直明	夫
柳菅	柳	菅加月	柳沢	谷藤	本澤	戸高仁	高橋	長谷川	嶋田	藤田	花子	枝里	一明子	輔二	裕彦	彦也	也子	夫司	明裕	かり	之雄	勝史	子健	尋久	治郎	利正	文博	直明	夫	
末																														

・反対（9票）

三宅	隆	介	温	子	学	之	美	二
齋藤								
小堀								
市古								
後藤								

\* 議決結果

原案可決

\* 案件

日程第5 請願第31号 請願第32号

\* 本会議投票結果（総数59票）

・賛成（8票）

齋藤温  
小堀祥子  
市古次郎  
後藤真左美

学之美二  
辺田口川  
渡宗井石

・反対（51票）

浦 恵 满介汰  
飯 田 隆 凌  
三 嶴 宅 清俊  
嶋 井 土 倉  
枝 柳 谷 沢  
菅 加 藤 本 沢  
月 吉 那須野 戸  
高 仁 平 橋 川  
高 長 谷 工 浦  
橋 上 平 山 原  
各 本 務 間 濱  
矢 末 永 沢

高也子夫司明裕  
英達朋敏吉孝雅  
岩重鈴林押春川河  
田富木本島野田木  
三嶋凌清俊英孝琢  
嶋柳谷澤英彦明也  
嶋枝菅加月吉那須  
嶋高仁高長嶋工浦  
嶋橋上各本矢末

\* 議決結果

不採択

令和7年第4回川崎市議会定例会議案付託表（その3）

令和7年12月16日

付 託 委 員 会	案 件
総務委員会 (1)	議案第223号 令和7年度川崎市一般会計補正予算

意見書案第20号

スパイ防止法制定に反対する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年12月11日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 宗 田 裕 之

〃 井 口 真 美

〃 市 古 次 郎

〃 石 川 建 二

〃 渡 迂 学

〃 後 藤 真 左 美

〃 小 堀 祥 子

〃 齋 藤 温

## スパイ防止法制定に反対する意見書

自由民主党が日本維新の会と交わした連立政権合意書には、インテリジェンス・スパイ防止関連法制について速やかに法案を策定し成立させると明記しており、さらに、本年1月には国民民主党と参政党がそれぞれ単独で、スパイ防止関連法案を国会に提出した。

昭和60年に自由民主党が国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案を国会に提出したが、この法律案は防衛及び外交に関わる国家秘密を外国に漏らした者に死刑などの厳罰を科すというものであり、何が国家秘密に当たり、何をもって情報を漏らしたとみなすかを国が恣意的に判断できるため、報道内容から日常会話に至るまで監視対象となり得る現代の治安維持法とも言え、日本弁護士連合会も当時、基本的人権を侵害する極めて危険な法律案であるとして強く反対し、憲法が保障する言論や表現の自由、知る権利をはじめとする国民の基本的人権を侵害し、国民主権、民主主義の基盤を崩壊させかねない極めて危険な内容をはらんでいるとして廃案となった。

この当時の法律案は、定義する国家秘密の範囲が極めて広範で制限もなく要件も曖昧で、しかも秘密の指定は国の専権によるものであったことから、高市政権でスパイ防止関連法が成立した場合においても、国により秘密に対する恣意的な判断がなされ、刑事裁判の場でもそのまま押し通される危険性は極めて大きく、直接罰せられなくても国民やマスメディアが委縮し、互いを監視する社会となってしまうなどの懸念が払拭できず、また、死刑を含む重罪の量刑判断も合理的な根拠を欠き、著しく異常なものとなりかねない。

また、昭和60年当時、スパイ防止法推進派は日本をスパイ天国と宣伝したが、国は本年8月のれいわ新選組からの質問主意書に対する回答で、国内でスパイ活動が事実上野放しになっているとの指摘を否定しており、スパイ対策に関する法律を新たに制定することを必要とする切迫した事情も見当たらない。

よって、国におかれでは、憲法が保障する言論、出版、報道及び表現の自由と知る権利をはじめとする基本的人権を擁護し、国民主権や民主主義を堅持するためにも、スパイ防止法を制定しないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣

意見書案第21号

プライマリーバランス黒字化目標の撤回を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年12月11日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 三宅 隆介

〃 吉沢 章子

〃 飯田 満

〃 月本 琢也

〃 三浦 恵美

## プライマリーバランス黒字化目標の撤回を求める意見書

近年、国は、国と地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を財政運営の中心的目標として掲げ続けており、本年6月に公表した「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）」においても、令和7年度から令和8年度を通じて、可能な限り早期のプライマリーバランス黒字化を目指すと明記している。

しかしながら、プライマリーバランスとは、税収・税外収入と国債費を除く歳出との収支を表し、政策的経費を税収等で賄えているかを示す指標に過ぎず、プライマリーバランス黒字化とは、新規国債を発行せず民間部門からの税収等に依存して経費を賄うことであり、これは民間資金を国が吸収する構造を意味し、国が本年8月に公表した「中長期の経済財政に関する試算」に示すプライマリーバランス黒字化シナリオにおいても、政府黒字は家計部門の黒字縮小と企業部門の赤字拡大を前提としており、国民経済計算（SNA）における収支恒等式からも、政府黒字は必ず民間部門の赤字を伴うことが明らかである。

さらに、本年11月の経済財政諮問会議において、前日銀副総裁で早稲田大学政治経済学術院教授の若田部昌澄氏は、プライマリーバランス黒字化目標はデフレ期の歴史的産物であり、既に使命を終えたと明言し、他の民間議員からも経済成長率が金利を上回る現状では、プライマリーバランス黒字化に固執すべきでないとの見解が示された上、政府内部でもプライマリーバランス黒字化目標の見直しを求める議論が高まりつつあり、財政運営の在り方を再検討すべき状況となっている。

財政とは本来、国民生活の安定と社会の生産力向上を図るための手段であり、国債残高の抑制を目的とするものではなく、プライマリーバランス黒字化目標を維持することは必要な成長投資を抑制し、我が国の経済再生にとって大きな障害となる。

よって、国におかれでは、国民生活の安定と経済成長を阻害するプライマリーバランス黒字化目標を速やかに撤回し、必要な投資を的確に実行できる財政運営へ方針転換することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

宛て

\* 案件

日程第7 意見書案第20号

\* 本會議投票結果（總數59票）

· 贊成 (8票)

溫子郎美  
左祥次真

学之美二  
裕真建  
辺田口川  
渡宗井石

· 反対（51票）

美滿介汰貴輔舞優彥明也子花子枝里一明子輔二裕彥郎雄直  
惠 隆凌清俊 英孝琢章純友克美智和礼大浩正雅賢孝 次  
浦田宅 土倉川沢谷藤本沢野戸平橋川田藤田山原務間沢永  
三飯三嶋井田枝柳菅加月吉那高仁高長嶋工浦平上各本矢末  
須 谷

高也子夫司明裕り之雄勝史子健尋久治郎利正文博直明夫  
英達朋敏吉孝雅ゆ雅功直理千勝裕伸昌忠成康文嘉  
田富木本島野田木本崎庭添隈田笠村田の原田野島崎  
岩重鈴林押春川河野青橋山木堀岩織雨田浜か松石浅大嶋

\* 議決結果

否決

\* 案件

日程第7 意見書案第21号

\* 本会議投票結果（総数59票）

・賛成（5票）

三浦 恵美  
飯田 満介  
三宅 隆

月吉 琢章  
本沢 也子

・反対（54票）

嶋凌汰  
井土貴輔  
田倉舞優  
枝川彦  
柳澤俊  
菅谷英  
加藤明  
齋藤彦  
小堀温子  
那須花子  
高戸枝里  
仁平友子  
高橋克美  
高橋和礼  
長谷大智  
嶋田和智  
工藤智和  
浦山智和  
平藤智和  
上原智和  
各務智和  
本間智和  
矢澤智和  
末間智和  
市永智和  
後藤智和  
渡辺智和  
岩田智和

也子夫司明裕  
也子夫司明裕  
島野田雅  
木本崎田直  
河野木口裕  
青橋木庭建  
橋山添理  
宗井隈田千  
井石木笠裕  
石堀岩千勝  
岩瀬田裕伸  
橋山庭香昌  
山宗井裕伸  
石木堀千勝  
堀岩瀬田裕  
織田笠裕伸  
雨田笠裕伸  
田浜笠裕伸  
かわ木笠裕伸  
松原笠裕伸  
石野笠裕伸  
浅木笠裕伸  
大島笠裕伸

\* 議決結果

否決

令和 7 年 第 4 回 川崎市議会 定例会  
議事日程第 6 号

令和 7 年 12 月 17 日 (水)  
午前 10 時 開 議

第 1  
一般質問

令和 7 年 第 4 回 川崎市議会 定例会  
議事日程第 7 号

令和 7 年 12 月 18 日 (木)  
午 前 10 時 開 議

第 1  
一 般 質 問

令和 7 年 第 4 回 川崎市議会 定例会  
議事日程第 8 号

令和 7 年 12 月 19 日 (金)  
午前 10 時 開 議

第 1  
一般質問

令和 7 年 第 4 回 川崎市議会 定例会  
議事日程 第 9 号

令和 7 年 1 月 22 日 (月)  
午 前 10 時 開 議

第 1

一般質問

第 2

議案第 223 号 令和 7 年度川崎市一般会計補正予算

第 3

請願・陳情

第 4

閉会中の継続審査及び調査について

令和7年12月16日

川崎市議会議長

原 典 之 様

総務委員長

春 孝 明

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第223号 令和7年度川崎市一般会計補正予算

（原案可決）

## 【令和7年第4回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和7年12月22日 総務委員長 春 孝明

### ○「議案第223号 令和7年度川崎市一般会計補正予算」

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 物価高対応子育て応援手当の支給事務の種別について

現時点で、当該支給事務が法定受託事務又は自治事務のどちらに該当するかは把握していない。

##### \* 応援手当の支給に向けた区役所における取組状況について

区役所において出生届及び児童手当の申請を受け付けた際に、児童手当の情報を利用した上で応援手当の支給を適宜行う予定である。支給漏れが生じないよう、所管局及び区役所において適正に対応する必要があると認識している。

##### \* 支給期日の担保について

昨今のベンダー不足により関係業界への影響が生じていることは把握しているが、今回の応援手当の支給に伴うシステム改修によって過度な負担は生じないと認識していることから、2月末の支給に向けて対応予定である。

##### \* 新生児世帯への応援手当の支給時期について

本年9月30日に出生した場合は3月末までに支給できるように調整する余地はあると考えられるが、来年3月末に出生した場合は今年度中に支給することが困難であるため、出生日により支給時期が異なると認識している。

##### \* 産前産後に転居した場合における対象者への支給に関する担保について

転出入先の各自治体のシステムの整備状況の差異等により、応援手当の支給に関する手続が煩雑になる可能性があるが、自治体間で連携した上で対象者に対し早急に支給できるように対応予定である。

##### \* 要配慮者への手当支給に向けた取組について

児童手当の支給に関する情報を適宜活用した上で、DV被害者等の要配慮者へ応援手当を確実に支給できるように取り組む予定である。

##### \* 小児医療費助成制度の拡充時期への影響について

来年9月から実施される小児医療費助成制度の助成対象の拡充時期に影響は生じないと認識している。

##### \* 応援手当の支給における国による全国一律の基準の策定について

応援手当の支給に当たり、児童手当の支給に関する手法及び基準等を一定程度準用可能と認識しているが、全国一律の基準に関して詳細は把握していない。

##### \* 自治体の業務負担の軽減に向けた国への要請について

急速発生した応援手当の支給事務の履行に係る事務負担の増加に限らず、自治体の財源不足等が生じている状況を踏まえ、必要に応じて国に対して自治体の業務負担の軽減等に関する要請活動を行う予定である。

#### 《意見》

##### \* 区役所で出生届及び児童手当に関する申請を受け付けた際に、併せて応援手当の支給手続を進めた上で支給漏れが生じないよう、現場の区役所職員等に対して周

知してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

\* 案件

日程第2 議案第223号

\* 本会議投票結果（総数58票）

・賛成（58票）

浦 恵 满 介 汰 貴 輔 舞 優 彦 明 也 子 子 花 子 枝 里 一 明 子 輔 二 裕 彦 雄 直 郎  
田 駒 隆 凌 清 俊 英 孝 琢 章 祥 純 友 克 美 智 和 礼 大 浩 正 雅 賢 次 孝 次 真 左 美  
宅 土 倉 川 沢 谷 藤 本 沢 堀 戸 平 橋 川 田 藤 田 山 原 務 間 沢 永 古 藤

学 高 也 子 夫 司 明 裕 之 雄 勝 史 之 美 二 子 健 尋 久 治 郎 利 正 文 博 直 明 夫  
英 達 朋 敏 吉 孝 雅 ゆ 雅 功 直 裕 真 建 理 千 勝 裕 伸 昌 忠 成 康 文 嘉  
辺 田 富 木 本 島 野 田 木 本 崎 田 口 川 庭 添 隈 田 笠 村 田 の 原 田 野 島 崎  
渡 岩 重 鈴 林 押 春 川 河 野 青 橋 山 宗 井 石 木 堀 岩 織 雨 田 浜 か 松 石 浅 大 嶋

\* 議決結果

原案可決

# 令和7年第4回川崎市議会定例会

## 請願陳情文書表

(その2)

## 請　願　文　書　表

受理番号	受理年月日	件　　名	請願提出者	紹介議員	要　　　旨	付託委員会
35	7. 12. 16	区役所通り登栄会商店街を賑わいのある人にやさしい通りにするための請願	多摩区住者	橋 本 勝 田 倉 俊 輔 河 野 ゆかり 市 古 次 郎 重 富 達 也 三 宅 隆 介 飯 田 満 三 浦 恵 美	<p>1 無電柱化のためにできた共同電線溝の地上機について、歩行者の安全を担保するとともに景観に資する在り方を地権者等の合意の下に検討してください。</p> <p>2 歩行者の安全を確保するとともに車両の搬出入作業がスムーズに行えるよう、ポラードを含め、歩車道整備について検討してください。</p> <p>3 商店会、地権者、各店舗のオーナー、周辺住民の皆さんなど、誰もが納得できるような整備にするよう、丁寧な説明や話し合いの場を繰り返し設けてください。</p>	まちづくり委員会

## 陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
140	7. 12. 10	川崎市が18歳と22歳の個人情報を自衛隊に提供しないことを求める陳情	中原区在住者 ほか 522名	<p>市が、本人の同意もなく、個人情報4情報（氏名、住所、生年月日、性別）が明記された名簿を自衛隊に提供することは、自衛隊の勧誘活動に協力することであり、個人情報を勝手に使われた方の人権侵害に当たります。</p> <p>私たちは、市が憲法を遵守し、自衛隊への個人情報の提供を中止することを求めます。</p>	文教委員会
141	7. 12. 11	再編整備事業費削減のために現とどろきアリーナの継続使用を求める陳情	中原区 等々力緑地を守る会 共同代表 ほか 1,476名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業費削減のため、現とどろきアリーナの継続使用を求めます。</li> <li>2 新たな緑地の魅力再生のためにも、ミュージアム跡地に新しい市民プールの建設を進めてください。</li> <li>3 催し物広場は、市民の交流と憩いの場所及び防災対策の拠点として、今の場所で維持してください。平置きに変更した駐車場は交通安全の目的から、緑地北側の下水処理場に設置してください。</li> </ol>	まちづくり委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
142	7. 12. 11	等々力緑地再編整備による工事での緑地の環境と安全・安心を守ることに関する陳情	中原区 等々力緑地を守る会 共同代表 ほか 1,515名	<p>1 工事関係車両、大型建設機械等による地域交通混雑、騒音・振動・粉じんなど周辺地域の環境に充分配慮するよう監督・指導してください。</p> <p>2 周辺学校、保育園など子どもたちの交通安全対策の方針を明確にしてください。</p> <p>3 商業施設は、緑地にふさわしいか精査し、今ある樹木を生かした設置を工夫し自然環境を守ってください。</p> <p>4 土壤汚染対策は全面的な調査を行い、その情報を市民へ公表してください。</p> <p>5 市民が利用できるエリアを十分確保するよう、工事計画を検討してください。</p>	まちづくり委員会
143	7. 12. 12	中原区木月4丁目8の丁字路付近に位置する電信柱の早急な移設に関する陳情	幸区在住者	中原区木月4丁目8の丁字路付近に位置する電信柱が、道路交差部の中央付近に残置されており、車両の右左折及び緊急車両の通行に大きな支障を生じさせているため、当該電信柱の早急な移設を求める。	まちづくり委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳情提出者	要 旨	付託委員会
144	7. 12. 15	学校給食の無償化を求める陳情	川崎区在住者 ほか 14,057名	<p>全ての子どもが、給食費の心配なく平等に給食を食べ、食の教育を受けられるようにするために、国が学校給食を無償にすべきです。そのためにも、本市が国に先駆けて、学校給食を無償にしてください。</p> <p>小・中学校・特別支援学校の給食を無償にしてください。</p>	文教委員会
145	7. 12. 18	介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定にむけ国への意見書提出を求める陳情	横浜市神奈川区 全国福祉保育労働組合 神奈川県本部 執行委員長	<p>以下の1、2、3について、政府への意見書を提出していただくよう陳情いたします。</p> <p>1 2025年度（令和7年度）の補正予算によって、介護報酬・障害福祉サービス等報酬の臨時改定を行い、事業所で2025年度（令和7年度）のベースアップ原資が確保できるように措置すること。</p> <p>2 報酬の基本分に含まれる人件費相当分を明らかにして、人件費以外への流用ができないように使途制限を設けること。</p> <p>3 報酬の基本分は、最低賃金引上げ分を反映させた単価設定とすること。</p>	健康福祉委員会

## 閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

令和7年12月22日

### 《総務委員会》

陳情第3号、6号、7号、8号、9号、48号、52号、93号

総務企画局、財政局、経済労働局、臨海部国際戦略本部、危機管理本部及びその他の行政について

### 《文教委員会》

請願第7号、11号

陳情第1号、123号

市民文化局、こども未来局及び教育委員会の行政について

### 《健康福祉委員会》

請願第4号、13号、30号、33号

陳情第43号、121号

健康福祉局、病院局及び消防局の行政について

### 《まちづくり委員会》

請願第3号、14号

陳情第14号

まちづくり局及び建設緑政局の行政について

### 《環境委員会》

陳情第63号

環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の行政について

### 《議会運営委員会》

陳情第57号

議会の運営に関する事項

議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

議長の諮問に関する事項